

# 『増廣註釋音辯唐柳先生集』

## 『朱文公校昌黎先生集』合刊初考（上）

——明代建陽における韓柳二集合刊本の種類とその刊行年代

戸崎 哲彦

### はじめに

前稿では『増廣註釋音辯唐柳先生集』（以下、音辯本と略称する）について、主に音辯本諸版本間の対校による異文量をデータとして、南宋から明および清（四庫全書本）までにおける段階的変化の存在を証明した<sup>1</sup>。その中で具体的な成立年代の不明なものが多かったのがⅡ類とⅢ類の段階であり、また、Ⅲ類に当たるのは明刊諸本であるが、前稿は43巻13行本を中心としたものであり、明刊本を網羅するものではなかった。そもそも音辯本について「本書は宋末から明中期に至る間建陽の諸書坊に於て、韓文と共に、幾種もの版が續刊され、その全てが覆刻や逡修の方法を重ねた為に、諸版行款版式を殆ど同じうしてその関係が極めて複雑で、その異同が識別し難い」<sup>2</sup>とは、先鞭をつけられた書誌学の大家阿部隆一（1917-1983）博士の言である。今日の柳宗元研究の間でも<sup>3</sup>、幾種もの版があることは知られているが、いったい幾種あるのか、その概数さえわかっていない。音辯本間の「極めて複雑」な関係は韓・柳の諸版本のみならず、恐らく李・杜・白等を含む歴代の別集の中で最も複雑な部類に入る。

この解明に当たっては前稿のような資料と方法では限界があった。本稿で試みるのは『韓集』をデータとする比較である。宋代以後『韓』『柳』二集の諸版がしばしば合刊されたことは広く知られている。しかし『柳集』の一つである音辯本が合刊されたことはあまり知られていない、あるいはその重要性が認

<sup>1</sup> 「『増廣註釋音辯唐柳先生集』43巻12行本考—12行本の特徴および13行本との関係」（『島大言語文化』37、2014年10月）。

<sup>2</sup> 阿部隆一『〔増訂〕中國訪書志（1）』（汲古書院1983年、初版は1976年）p138上。

<sup>3</sup> 最近の研究では尹占華等『柳宗元集校注』（中華書局2013年）全10冊があるが、音辯本では四部叢刊本を用い、しかも元刻本と見做している（「整理説明」p2、p6）。また、劉漢忠『柳宗元著作版本圖考』（広西人民出版社2012年）は多くの貴重な資料を提供しているが、音辯本の種類・系統・年代は必ずしも解明されておらず、また誤りがある。

識されていない。合刊であるならば、一方の年代が判明すれば他の一方も当然同じ時期に求められる。合刊か否かは重要な手掛かりとなる。しかし従来は『柳集』と『韓集』が別々に研究され、合刊という観点から着手する方法が採られることがなかった、あるいは本稿が合刊本の『韓集』と考える一本の系統そのものが韓愈研究では等閑されて来た。

そこで本稿ではまず対象を明刊本に限定して、一体いかなる版本があり、いかなる系統になるのか、そのいずれが『韓集』のいずれと合刊されたのか、「関係が極めて複雑」で目鼻さえついていなかった音辯本明刊史に、およその全体像を提示してみたい。それは自ずと『韓集』の種類の研究に及ぶこととなり、さらにその成立時期という難題にも挑戦しなければならない。「『増廣註釋音辯唐柳先生集』『朱文公校昌黎先生集』合刊」と題した所以である。

## I 『韓集』と『柳集』の併修と合刊

宋代において韓愈と柳宗元が評価されるようになると、唐代二大家として併称されただけでなく、実際に『韓集』と『柳集』が盛んに併編合刻されるようになる。『韓』『柳』の「両集が揃いで出版されるのが、元明坊肆版の習慣であった」<sup>4</sup>が、その「習慣」はすでに宋代から始まっていた。

### 魏仲举五百家註本と廖瑩中世綵堂刻本

南宋末近くなって刊行された廖瑩中(?-1275)世綵堂刻本『河東先生集』の巻首「河東集凡例」に、当時南宋における『韓愈』・『柳宗元』二集の刊刻状況を次のように回顧している。

『韓』『柳』二集，閣、京、杭、蜀及諸郡本，或刊韓而遺柳，或刊柳而遺韓，以故板帙大小不相侔，而註釋亦未盡善。惟建安所刊五百家註本，二集始具，然所引蔡夢弼、任淵、孫汝聽、劉崧、韓醇、童宗說、張敦頤、陳鶚諸家註文〔蔡增註、任、孫、劉、韓、童並全解，張音辯，陳音釋〕間多龐雜，而胥山沈晦辯、雲間潘緯音義卻未附見，非闕與，今并會粹增入，且板帙與『韓集』大小等，亦學者之一便也。

これは「建安」魏仲举刊「五百家註本」に至って版式を同じくした『韓』『柳』二集が初めて具備したという認識を示す。この二集は清朝まで伝存しており、

<sup>4</sup> 阿部隆一『〔増訂〕中國訪書志(1)』(汲古書院1983年) p137上。

南宋期に出版業で殷賑を極めた「建安」建陽県の書賈<sup>5</sup>、魏仲挙によって輯註され合刊された『新刊五百家註音辯昌黎先生文集』・『新刊五百家註音辯唐柳先生文集』である。刊記（慶元六年1200）は『韓集』巻首「目録」の後にあり、また『韓柳先生文集』引用書目<sup>6</sup> 1巻が巻首にあったという<sup>6</sup>。ならば合刊にして合集本ともいってよい。しかし廖氏によれば、五百家の註文は雑駁煩瑣であり、かつ沈晦の辯や潘緯の音義を採っていない。そこで従来の註文を整理し、潘緯註等を加えて『韓』『柳』二集を同一の版式にして合刊したという。かくして世綵堂刻本が刊刻されたが、その整理した輯註は主に先行の五百家註本・音辯本や鄭定『重校添註音辯唐柳先生文集』に拠ったのであり、廖瑩中は蔡夢弼等の諸家の註積本や「閩・京・杭・蜀及諸郡本」の全てを入手して再整理したのではない。「所引蔡夢弼、任淵、孫汝聽、劉崧、韓醇、童宗説、張敦頤、陳鶚」およびその註の記載は五百家註本『柳集』巻首の「柳集評論詰訓諸儒名氏」の末に見え、また「胥山沈晦辯、雲間潘緯音義卻未附見」の指摘は『增廣註釋音辯唐柳先生集』（音辯本）がそれらを採用していたの由っている。本稿では世綵堂刻本がいう魏仲挙刻「板帙大小相侔」の版本の例に倣い、同一の書肆あるいは府県等あるいは個人が、『韓』『柳』二集を基本的に同一の目的と編集方針のもとに同一の版式によって相前後して刊行したものを合刊本と定義する。

### 穆修本と沈晦本

『韓集』と『柳集』の併編合刊は恐らく北宋の穆修に始まり、沈晦本はそれを底本とした。五百家註本・世綵堂刻本の祖本も沈晦本であった。穆修（979-1032）が二集を校定していることは『新刊五百家註音辯昌黎先生集』巻首の「韓

<sup>5</sup> 「建安」は従来の説（張秀民『中國印刷史』、李致忠『歷代刻書述略』）にいう建安县ではなく、建安郡という古名によるもので、建陽県を指すとされる。肖東發「建陽余氏刻書考略」（『文獻』21・22（1984年）・23（1985年）、『歷代刻書概況』上海新四軍歴史研究会印刷印鈔分会編、印刷工業出版社1991年p105）、方彦寿『建陽刻書史』（中国社会科学出版社2003年p78）、曹之『中國古籍版本學』（武漢大學出版社2007年p198）等で旧説を批判。早くは佚名撰『福建板本志』（民国刻本）（『宋元版書目題跋輯刊（4）』北京図書館出版社2003年p48）巻5葉2bに「（魏）仲舉名懷忠、殆麻沙坊肆之領袖也」。ただし後に見る「柳文序」の「建安嚴有翼」は建州「甌寧縣」の進士。「建安」は古名を用いたものではあるが、甌寧県をも指すならば、建陽県に限定されるものではなく、したがって建安县をも含むのではなかろうか。

<sup>6</sup> 『天祿琳琅書目』（上海古籍出版社2007年）巻3「宋版首部」「新刊五百家注音辯昌黎先生文集」p68。

集所收評論詁訓音釋諸儒名氏」に「河南穆氏：名脩，字伯長，校定『韓文』、『新刊増廣百家詳補註唐柳先生文』（百家註本）・『柳』五百家註本の巻首「柳集評論詁訓諸儒名氏」に「河南穆氏：名修，字伯長，校『柳集』，作「後序」とあるのによって明らかである。ただ刊刻については宋代から『柳』一集のみと『韓』『柳』二集とする二説に分かれる<sup>7</sup>。

まず、穆修校刊『韓文』は「其所校韓文，未見有人採用」<sup>8</sup>との説がある。たしかに校定本があったならば校語あるいはそれを含む註文が伝わっていてもよい。しかし今日知られるのはわずかに一条であり、しかもそれは『新刊經進詳註昌黎先生』が巻38「進撰平淮西碑文表」に「補註：……穆伯長曰：「韓『元和聖徳』『平淮西』、柳『雅章』之類，皆詞嚴文偉，制述如經。能萃然聳唐徳於盛漢之表蔑愧焉者，施諸後代以位唐之光明。」信乎伯長之言云」、『新刊詁訓唐柳先生文集』（四庫全書本『柳河東集』）巻1「獻平淮夷雅表」に「先儒穆伯長云：“韓『元和聖徳』『平淮西』、柳『雅章』之類，皆辭嚴義偉，制述如經。能萃然聳唐徳於盛漢之表。”信然哉」<sup>9</sup>と引かれており、じつはこれは『柳集』の末に「柳河東集後序」（詁訓本）・「穆脩後序」（五百家註本）・「唐柳先生文後序」（百家註本）・「舊本柳文後序」（音辯本）などと題する穆修「後序」（天聖九年1031）中の文からの引用である。また、『柳集』の穆修「後序」は伝存するが、『韓集』の穆「序」は伝わっていない。ただし穆修は『柳集』の「後序」で「韓則雖目其全，至所缺墜，亡字失句，獨於集家為甚。志欲補其正而傳之，多從好

<sup>7</sup> 蘇勇強『北宋書籍刊刻與古文運動』（浙江大学出版社2010年）は朱弁（1085-1144）『曲洧舊聞』巻4の「穆修……始得韓柳善本。……欲二家文集行於世，乃自鏤板鬻於相國寺」を引き（p195）、「穆參軍遺事」によって二集を刊刻したとするが（p197、p236）、「穆參軍遺事」（四部叢刊本『河南穆公集』附録）に収める邵伯温（1055-1134）『易學辨惑』に「（穆修）家有唐本『韓、柳集』，乃丐於所親厚者，得金募工鏤板，印數百集〔帙〕，攜入京師相國寺，設肆鬻之」（巻1葉3b、台湾・正中書局1971年）、蘇舜欽（1008-1048）「哀穆先生文〔并序〕」に「後得柳子厚文，刻貨之，〔値〕售者甚少，踰年積得百緡，一子輒死」とあり一致しない。また、魏泰『東軒筆録』（元祐九年1094）巻3には「穆修……晚年得『柳宗元集』，募工鏤板，印數百帙，攜入京相國寺，設肆鬻之」（中華書局「唐宋史料筆記叢刊」1983年）。

<sup>8</sup> 劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』（中国社会科学出版社2004年）「穆修本」p314。

<sup>9</sup> 『新刊増廣百家詳補註唐柳先生文集』巻1「獻平淮夷雅表」に「先儒穆伯長云：“韓『元和聖徳』『平淮西』、柳『雅章』之類，皆辭嚴義偉，制述如經。能萃然聳唐徳於盛漢之表”」、『韓』五百家註本巻1「元和聖徳詩」に「補註：穆伯長曰：“韓『元和聖徳詩』・『平淮西碑』、柳『雅章』之類，皆辭嚴文偉，制作如經。能萃然聳唐徳於盛漢之表”」、『柳』五百家註本巻1「獻平淮夷雅表」に「補註：穆伯長曰：“韓『元和聖徳』・『平淮西』、柳『雅章』之類，皆辭嚴文偉，制述如經。能萃然聳唐徳於盛漢之表」と引くのもこれに拠る。

事訪善本，前後累數十，得所長，輒加注竄。遇行四方遠道，或他書補暇持，獨賣韓以自隨。幸會人所寶有，就假取正。凡用力於斯，已蹈二紀外，文始幾定」といって『韓集』についても言及している。合刊本であれば「後序」は二集の末、つまり『柳』の末にのみ加えられたとも考えられる。穆修が二集を校編したならば、一集のみを刊刻したとは考え難い。

沈晦(1084-1149)も『韓』『柳』二集を校勘した。沈晦は穆修本『柳集』45巻本を底本として遺漏を集めて「外集」二巻を編集しており、詁訓本には「外集」下巻の後に沈晦の「記」(政和四年1114)があり、『柳』五百家註本の「附録」に「沈晦後序」、『柳』音辯本の「附録」は「四明新本柳文後序」に作り、「韓文屢經名士手，頃余又為讎勘，頗完悉。唯柳文……兩閱歲，然後畢見」という。『柳』百家註本・五百家註本の「諸儒名氏」に「胥山沈氏：名晦，校『柳文』，撰「後序」とあるのには一致するが、『韓』五百家註本の「諸儒名氏」にその名が見えないのは極めて不自然である。しかし『韓』五百家註本巻23「祭湘君夫人文」の「湘君夫人二妃之神」下に「沈本作湘君湘夫人二妃之神」とあり、また方崧卿『韓文舉正』巻9「柳子厚墓誌銘」の「所游皆當世名人」下に「沈元用本作所與游」、「授集賢殿正字藍田尉」下に「杭本、宋本、錢・沈本同」、「卒死於窮裔」下に「苑・粹・蜀本、宋本、同。錢・沈從厄」、「必不能自力致必傳於後」下に「蜀・宋・沈本同」、朱熹『昌黎先生集考異』巻1・『朱文公校昌黎先生集』巻1「南山詩」の「衆皴」下に「方(崧卿)从蜀人韓仲韶(醇)本作皴，云：石墓也。二鵲皆取喻，……於義爲近。○今按：此蜀本之誤，沈元用本亦然，皆非是」とある。「諸儒名氏」の沈晦の条では何故か字を缺くが、字は元用<sup>10</sup>。沈元用本・沈本とは沈晦校定『韓文』を指すから当時通行していたのであり、かつ沈晦校『柳文』が刊行されていたのは明らかであるから、沈晦校『韓文』も刊刻されていてよい。また、『韓』五百家註本「韓集所收評論詁訓音釋諸儒名氏」<sup>11</sup>に「霽川孫氏：名傳，字伯野，跋韓柳文集」という北宋末の孫傳(1078-1128)が跋を書いた「韓柳文集」は、韓・柳が併称されていること、またその時期が沈晦が韓柳二集を編集した直後に当たる可能性が高いことから、沈晦校刊の『韓』『柳』二集を指すのではなかろうか<sup>12</sup>。

<sup>10</sup> 『宋史』巻378「沈晦傳」(中華書局1974年、p11671)。

<sup>11</sup> 宋本、南京図書館蔵、北京図書館出版社影印2006年。『宋史』巻353に伝あり。

<sup>12</sup> 劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』(中国社会科学出版社2004年)は「據此可知孫氏另有韓文訓釋之作，是單篇抑或專著，不詳」(p533)といい、「韓柳文集」については触れない。

その後も「韓柳文集」と称する者は多い。「建安魏氏：名揆之（1116-1173），字元履，校正韓柳文集」<sup>13</sup>、「鶴山呂氏：名東，字伯陽，校正韓柳文」<sup>14</sup>、「建安蔡氏：名夢弼，字傅卿，増注韓柳文集」<sup>15</sup>というのがそうである。やや後に韓醇が詁訓を撰したのも底本は沈晦校の韓柳二集であった。南宋に入ると『韓柳文集』は、魏揆之・呂東のように重ねて校正され、さらに蔡夢弼のように注釈が加えられるようになる。その書はいずれも今日に伝わっていないが、蔡夢弼の註は五百家註本『韓集』・『柳集』に多く引かれている。南劍州教授張敦頤には『韓柳音辯』があるが、それは蔡夢弼の「増注韓柳文集」よりやや早いのではなかろうか。

### 張敦頤『韓柳音辯』

『韓集』五百家註本の張敦頤「書韓文後」（紹興二二年1152）<sup>16</sup>によれば、「余以所得其家本鏤板于昭武學，附『年譜』（洪興祖『韓氏年譜』）于正集之首，注『辨證』（洪興祖『韓文辨證』）於正文之下，又考釋音及『辨證』之所遺者數說附焉」して『韓文』を邵武軍軍学で刊刻した。これが『韓集』「諸儒名氏」にいう「新安張氏：名敦頤。撰『音辯』并「後序」」であろうが、『柳集』五百家註本『附録』卷2には「韓柳音釋序」（紹興二六年1156）を収め<sup>17</sup>、「韓文屢經校正，往往鑿以私意，多失其真。余前任邵武教官日，會為讎勘頗備，悉并考

<sup>13</sup> 『韓』五百家註本「韓集所收評論詁訓音釋諸儒名氏」。劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』に魏揆之およびその「校正韓柳文集」については取り上げられていない。朱熹「國録魏公墓志銘」「跋魏元履墓表」「建寧府建陽縣長灘社倉記」、『宋史』卷459「魏揆之傳」（p13468）、『八閩通志』卷65「人物」（福建人民出版社2006年、p746）に詳しい。

<sup>14</sup> 『柳』五百家註本「柳集〔所收〕評論詁訓諸儒名氏」。劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』に呂東およびその「校正韓柳文」については取り上げられていない。『柳』「諸儒名氏」では黄唐の後、蔡夢弼の前に列せられている。『韓』「諸儒名氏」では黄唐の32人後に蔡夢弼を列しているが、両者ほぼ同時代の人。黄唐は寧宗朝の人、『八閩通志』卷63「人物」（p660）。また『禮記正義』（兩浙東路茶鹽司公使庫刻宋元遞修本）の跋文に「壬子（紹熙三年1191）秋八月三山黄唐謹識」、『史記集解索隱』の牌記に「建谿蔡夢弼傅卿親校梓於東塾時歲乾道七歲（1171）春王正月上日書」（北京圖書館編『[修訂本]中國版刻圖録（3）』（文物出版社1990年）図版162・163）、『杜工部草堂詩箋』巻首の「跋」に「大宋嘉泰天開甲子（1204）正月谷旦建安三峰東塾蔡夢弼傅卿謹識」（『第二批國家珍貴古籍名録圖録（3）』#03096、p234；『第三批國家珍貴古籍名録圖録（2）』#07204、p68）。

<sup>15</sup> 『柳』五百家註本「柳集評論詁訓諸儒名氏」。『韓』五百家註本「諸儒名氏」には「建安蔡氏：名夢弼，字傅卿，纂註昌黎集」、『柳集』については言及がない。

<sup>16</sup> 『韓』五百家註本の末「後序」に収める。

<sup>17</sup> 宋本の完本は亡佚するが、四庫全書本に残巻の抄本があり、文淵閣本、文津閣本は「韓柳音釋序」に作る。

正音釋……刻於正文之下。惟柳文簡古不易校……惟音釋未有傳焉。余再分教延平（南劍州），用此本篇次撰集，凡二千五百餘字」というから『韓柳音釋』なる註釈本があった。ならば「撰『音辯』」の「辯」は「釋」の誤字ということになる。しかし巻首「諸儒名氏」では「新安張氏：名敦頤，音辯」に、また『新刊增廣百家詳補註唐柳先生文』つまり百家註本（宋本）の巻首「諸儒名氏」でも「新安張氏：名敦頤，音辯」、『增廣註釋音辯唐柳先生集』つまり音辯本（宋本）の巻首「諸賢姓氏」でも「新安張敦頤：音辯」に作る。これは『直齋書録解題』巻16も「『韓柳音辨』二卷：南劍州教授張敦頤撰，紹興八年進士也」に、また『宋史』巻208「藝文志」に「張敦頤『柳文音辨』一卷」<sup>18</sup>というのに符合する。そこで「疑本篇題目當作「柳文音辨序」とするのが通説になっている<sup>19</sup>。つまり「釋」を「辨」、「韓柳」を「柳文」と考えるわけである。しかし巻数から見ればこれは『韓文音辯』一卷・『柳文音辯』一卷の単刻本であり、かつ「書韓文後」と「韓柳音釋序」は「注『辨證』於正文之下，又考釋音及『辨證』之所遺者數說附焉」「悉并考正音釋，刻於正文之下」、つまり正文下に註釈を加えた形式で一致する。そこで正文を有する『韓文音釋』・『柳文音釋』とそれとは別に註のみの『韓文音辯』・『柳文音辯』各一卷の二種類が存在したと考えねばならない。「韓柳音釋序」は『柳文音釋』に置かれていたが、それは『柳文音釋』が『韓文音釋』に継いで編撰されて二書がセットになっていたためではなかろうか。舒州（安徽潜山）知州陸之淵が潘緯に「命之為二集訓釋」し、潘緯『柳文音義』（乾道三年1167）のために寄せた「柳文音義序」に「余讀韓柳文，常思古人奇字，……偶得二書釋音，如獲指南，猶恨字畫差小，不便老眼」というのは「韓柳音釋序」の約十年後のことであり、「二書釋音」とは張敦頤の音釈本かも知れない。「恨字畫差小」の特徴から通説では沈晦が挙げた四本の一つ「元符間京師開行」の「小字三十三卷本」とするが<sup>20</sup>、「二書釋音」であるからそれではあり得ない。いずれにしてもこの「二書釋音」も『韓』『柳』を註釈したものであり、合刻された可能性もある。張敦頤の底本は「韓柳音釋序」に「給事沈公晦嘗用穆伯長、劉夢得、曾丞相、晏元獻四家本參考互證，“凡漫乙是正二千餘處”，往往所至稱善，今四明所刊四十五卷者是也。惟音釋未有傳焉。余再分教延平，用此本篇次撰集」という政和四年（1114）沈晦校刊『柳集』45

<sup>18</sup> 中華書局1974年排印本、p3339。

<sup>19</sup> 吳文治等校点排印本『柳宗元集』（中華書局1979年）第4冊「附録」「校勘記」（p448）。

<sup>20</sup> 吳文治『柳宗元詩文十九種善本異文匯録』（黄山書社2004年）p8。

巻本であった。

### 嚴有翼『韓文切證』・『柳文切證』

また、「刻於正文之下」ではないが、張敦頤『韓柳音釋』の後、潘緯『柳文音義』の前に、嚴有翼が『韓文切證』・『柳文切證』を撰している。『韓』五百家註本「諸儒名氏」に「建安嚴氏：名有翼，字冲甫，著『韓文切證』」といい、『柳』五百家註本は「諸儒名氏」を喪失するが、四庫全書本の「附録」巻2に「建安嚴有翼」の「柳文序」（紹興三二年1162）を収め、それに「余嘗嗜子厚之文，苦其難讀，既稽之史傳以校其譌謬，又考之字書以證其音釋，編成一帙，名曰『柳文切正〔證〕』。雖懸金於市，曾無呂氏之精，然置筆于藩，姑效左思之篤」という。一帙に及ぶ単註の単刻本であった。『直齋書錄解題』（淳祐九年1249）に『韓文切證』『柳文切證』は見えないが、巻10「雜家類」に『蕝苑雌黃』二十卷：建安嚴有翼撰。硯岡居士唐稷序之。有翼嘗分教泉、荆二郡」というのは唐稷（1088-1163）が紹興二三年から二六年に荆湖南路安撫司主管機宜文字であった時の撰であろう<sup>21</sup>。嚴有翼は「建安」建州（南宋建寧府）甌寧県の人、宣和六年（1124）沈晦榜の進士、紹興間に南劍州教授の任にもあった<sup>22</sup>。南劍州教授張敦頤「韓柳音釋序」（紹興二六年1156）に嚴有翼『柳文切證』（紹興三二年1162）等の言及がないから、南劍州時代の撰の可能性もあるが、逆に嚴有翼「柳文切證序」にも張敦頤の言及がなく、また通判南劍州王伯大「朱文公校昌黎先生集序」（宝慶三年1227）<sup>23</sup>に「郡齋近刊『朱文公校定昌黎集』，附以『考異』，而『音辯』則舊所刊也」といって挙げる注釈は一つであり、しかも『音辯』とは張敦頤『韓文音辯』を指すであろう。そこで嚴有翼『韓文切證』『柳文切證』は南劍州ではなく、泉州か荆州での教授時代の撰と推測される。

### 李石『韓文』『柳文』

このように北宋末の四明沈晦以後、南宋の紹興年間に閩地を中心として各地で『韓』『柳』二集の単註本が刊刻されたことが知られるが、これは全国的な現象であった。蜀地でも盛んであり、成都府学教授李石（1108-1181）によって「學有『韓退之文』板本，獨缺『柳子厚集』板，因以二百貫刻板，并『韓

<sup>21</sup> 胡銓「編修唐君墓誌銘」（『全宋文（196）』巻4326（p89）。

<sup>22</sup> 『〔康熙〕福建通志』巻34「選舉」（67a）（『北京圖書館古籍珍本叢刊35』、書目文獻出版社1988年p1968）、巻23「職官・延平府」（3a、p1718）。

<sup>23</sup> 山東省博物館藏本『朱文公校昌黎先生集』（『中華再造善本』北京図書館出版社2006年）に拠る。



文』並行」(「跋王金州送瞻學錢書」)されたのは紹興三十年(1160)前後であろう<sup>24</sup>。その十余年後、臨邛韓醇が兩集の詁訓を撰した。

### 韓醇詁訓本

韓醇詁訓『韓集』の方は今日佚して伝わらないが、清初には伝存しており、「惟卷一“臨邛韓醇”四字，前後俱無序跋」<sup>25</sup>であったが、「是醇註『愈集』既就，已先版行，後又註『宗元集』付刊，悉仿『愈集』之式，以二書合而並傳，故『宗元集』後有「記」，而『愈集』後無「記」也」<sup>26</sup>、つまり廖瑩中は挙げていないが「板帙大小相侔」版式を同じく、併修合刊本であったと見做してよい。韓醇「河東先生集記後」(淳熙四年1177)に「世所傳昌黎文公文，雖屢經名儒手，余昔校以家集，其舛誤上多有之，用為之訓詁。柳柳州文……余紬繹既久……用各疏於篇，視文公集益詳」<sup>27</sup>といい、『韓集』への言及も見られる。二集合刊本の「記」は『柳集』末に附せられたこの一篇しかなかったのではなかろうか。

### 百家註本

『新刊經進詳註昌黎先生』と『新刊增廣百家詳補註唐柳先生文』も字体・版式が同じであり、さらに刻工にも共通する人がいることから眉山地区での刊刻とされる<sup>28</sup>。『新刊經進詳註昌黎先生』は巻首にある文讜「詳註昌黎先生文集序」(紹興十九年1149)や「達州東鄉縣(四川省達州市宣漢縣)尉兼主簿臣文讜上表」の「進詳註昌黎先生文表」(乾道二年1166)によれば、完成十七年後に進呈されたのであるが、巻1葉1aには「文讜詞源詳注註」「王儔尚友補註」とあるから、「詳註」に「補註」が追加されたものであって『新刊增廣百家詳補註唐柳先生文』に倣って「詳補註」と題してもよい。いっぽう『新刊增廣百家詳補註唐柳先生文』は、巻首の「諸儒名氏」に「普慈文氏：名讜，字詞源，補註」、末に「武信王氏：名儔，字尚友，補注」とあり、その前には「資中李氏：名石，字知幾，撰『柳文後序』」「臨邛韓氏：名醇，字仲韶，全解」「新安張氏：

<sup>24</sup> 詳しくは拙稿「簡州石刻柳宗元「永州八記」再考—その底本と蜀本『柳集』の系統」(『島大言語文化』29、2010年) p48。

<sup>25</sup> 『天祿琳琅書目』(上海古籍出版社2007年)巻3「宋版首部」「新刊詁訓唐昌黎先生文集」p64。

<sup>26</sup> 『天祿琳琅書目』(上海古籍出版社2007年)巻3「宋版首部」「新刊詁訓唐柳先生文集」p66。

<sup>27</sup> また王咨「柳河東集新刊詁訓序」に「仲韶先注釋韓集」。

<sup>28</sup> 陳杏珍「新刊增廣百家詳補註唐柳先生文跋」(『宋蜀刻本唐人集叢刊48』所收『新刊增廣百家詳補註唐柳先生文(8)』、上海古籍出版社1994年、2b)、また潘美月「宋刻韓柳文集」(『故宮文物月刊』2巻3期、1984年) p123。

名敦頤、音辯」等が見えるから、韓醇『柳』話訓本よりも後の刊刻でなければならぬ。したがって『新刊増廣百家詳補註唐柳先生文』は淳熙四年（1177）以後に、『新刊經進詳註昌黎先生』に継いで文謙・王儔を始め、黃唐・孫汝聽・韓醇・童宗説・張敦頤等々「百家」の註を加えて刊刻された輯註本であり、それは恐らく四川の一書肆が全国から可能な限り多くの註積本を蒐集して「増廣百家詳補註」した坊刻本であろう。これも45巻本であって沈晦校本を祖本とする。

五百家註本『韓』・『柳』二集はこの百家註本を踏襲している。五百家註の輯註者は魏仲挙であるが、百家註本の輯註者は未詳である。ただ気になるのが陳鶚である。『柳』百家註本「諸儒名氏」の末尾、「武信王氏：王儔尚友，補註」の後に「陳氏：名鶚，字一飛，音釋」とある。廖瑩中が「凡例」に「所引蔡夢弼、任淵、孫汝聽、劉崧、韓醇、童宗説、張敦頤、陳鶚諸家註文。蔡増註、任、孫、劉、韓、童並全解，張音辯，陳音釋」という所は五百家註本の「諸儒名氏」に拠ったものであるが、五百家註本は百家註本を踏襲している。しかし陳鶚の註は百家註本にも五百家註本にも全く見えない、少なくともその引註形式である「陳曰」・「陳鶚曰」は一条もない。これと同じ現象は魏仲挙についても見られる。五百註本の「諸儒名氏」に「建安魏氏：名懷忠，字仲舉，校正『唐柳文集』」とあるにも拘わらず、集中には「魏曰」が一条も見えない。陳鶚の事蹟は未詳であり、出身地はいずれにも記されていないが、「諸儒名氏」の書式にならって考えれば前行にある王儔と同じために略されているのであって「武信」ということになる。「武信」は遂州、今の四川遂寧市。魏仲挙は五百註本を輯註刊刻した人物である。そこで陳鶚は四川の人にして百家註本の輯刻に関わった者とは考えられないであろうか。

### 南安軍本

この他にも『直齋書録解題』の「『柳先生集』四十五卷、外集二卷、別録一、摭異一卷、音釋一卷、附録二卷、事迹本末一卷」に「方崧卿既刻『韓集』於南安軍（淳熙十六年1189），其後江陰葛嶠為守，復刊『柳集』以配之。『別録』而下，皆嶠所裒集也」、また「『昌黎集』四十卷、外集一卷、附録五卷、年譜一卷、舉正十卷、外鈔八卷」に「及葛嶠刻『柳文』，則又以大庾丞韓郁所編注諸本號「外集」者，並考校疑誤，輯遺事，共為「外鈔」刻之」<sup>29</sup>という。『柳集』

<sup>29</sup> 徐小蛮等点校本（上海古籍出版社1987年）p477、p475。

45巻本で「外集」2巻を有する、沈晦校刊本であった。この二集は晁瑛（嘉靖二〇年1541進士）『晁氏寶文堂書目』<sup>30</sup>では「韓柳文全集：南安舊刻」<sup>31</sup>という書名で呼ばれている。

### 音註本

さらに『音註韓文公文集』と『音註唐柳先生文集』がある。『音註韓文公文集』は紹興年間（1131-1162）の祝充『經進韓文音義』1巻を基にして紹興末に五〇巻の輯註本『音註韓文公文集』が刻行され、後に紹熙年間（1190-1194）に浙中の書肆で節本として重刻されたという<sup>32</sup>。潘緯の『柳文音義』（乾道三年1167）三巻は祝充『經進韓文音義』に倣って作られた。我が国の僧侶聰達（1280-?）が金沢文庫所蔵の刊本に拠って書写した音辯本の鈔本（正和元年1312）巻2の後に『音註唐柳先生文集』巻2の一部、「今體賦三首」が補写されており、その中で宋諱（朗）が缺筆されているから音註本の原刻本は宋本である<sup>33</sup>。この三首は沈晦本『柳集』45巻本では拾遺して「外集」に収められているが、この音註本では正集巻2に収められているから、沈晦45巻本の系統ではなく、実際に正文も詁訓本・百家註本・五百家註本・音辯本等45巻本系統はほぼ同じであるのに対してこれとはかなり異なる。極めて貴重な一本である。『柳集』の註釈で「音註」といえば童宗説の註が知られている。音辯本の「諸賢姓氏」に九人を掲げて「南城童宗説音註；新安張敦頤音辯」；「雲間潘緯音義」という。ただし巻1葉首では「南城先生童宗説音釋；新安先生張敦頤音辨；雲間先生潘緯音義」とあって「音註」が「音釋」に変わっており、百家註本・五百家註本の「諸儒名氏」では「南城童宗氏：名説，全解」になっている。趙希弁『讀書附志』巻下に「『柳文音釋』一卷：右南城童宗説編」<sup>34</sup>。また、音註本の「今體賦三首」に註が見えるが、音辯本が「童曰」として引く3条中同じものは1条のみであり、また45巻本系統に引く「張（敦頤）云」1条・「韓（醇）

<sup>30</sup>『晁氏寶文堂書目・徐氏紅雨樓書目』（上海古籍出版社2005年）p40。

<sup>31</sup> 静嘉堂文庫に南安軍方崧卿刻『昌黎先生集』の残本（巻1・2・6～10）を蔵す。存前十巻、巻三から巻五は鈔配。『静嘉堂文庫宋元版圖録・解題篇』（汲古書院1992年）p61。

<sup>32</sup> 劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』（中国社会科学出版社2004年）「祝充『音註韓文公文集』考述」p80。

<sup>33</sup> 拙稿「南宋淳祐九年劉欽序劉怡堂輯註『增廣註釋音辯唐柳先生集』四十五巻12行本考」（『島大言語文化』33、2012年）、「日本舊校鈔《增廣註釋音辯唐柳先生集》四十五巻本及南宋刻《音註唐柳先生集》略攷」（中華書局『文史』2014-1）。

<sup>34</sup> 孫猛『郡齋讀書志校證（下）』（上海古籍出版社2011年）p1172。

曰」1条・「潘（緯）云」2条と同註文もない。「外集」にあった「今體賦三首」が巻2に移されたのでもないことがわかる。『音註韓文公文集』の底本は「南宋監本系統」<sup>35</sup>と考えられており、そうならば沈晦校定『韓文』系統でないわけであり、このことは『音註唐柳先生文集』が沈晦45巻本系統ではないことと関係があるかも知れない。底本と註者は不明であるが、ここで注意したいのは二書の書名と共に南宋の輯註本であるということである。南宋の輯註本にしてこのように書名が一致するのは偶然ではなかろう。この音註本も紹興・紹熙の間に浙中の同一書肆によって併修・合刻されたものではなかろうか。

このように南宋に入ると『韓』『柳』二集の註釈が盛んに作られ、後期にはその合註本や輯註本が刊刻され、さらに合刊あるいは合集されるようになり、この流れは元明に継承されていく。今日に伝存して比較的よく知られているものに游居敬『韓柳文』100卷（嘉靖十六年）、莫如士『韓柳文』100卷（嘉靖三五年）、蔣之翹『韓柳全集』104卷（崇禎六年）等がある。

## Ⅱ 明代における『柳集』音辯本と『韓集』朱校本の合刊

このような韓・柳に対する評価に伴う二集の需要と供給がある中、音辯本も同一書肆によって『韓集』と併編合刊されたであろうことは十分予想される。韓醇の話訓本、魏仲挙の五百家註本、廖瑩中の世綵堂本などは刊書者や書名の同一や類似から合刊本であろうことは容易に想像されるが、音辯本つまり『増廣註釋音辯唐柳先生集』とセットになった『韓集』は王伯大輯註『朱文公校昌黎先生集』（以下、朱校本と略称する）である。

### 『増廣註釋音辯唐柳先生集』と『朱文公校昌黎先生集』

今日この二集の合刊に注意する者は少ないが<sup>36</sup>、すでに清代文献考証学の問

<sup>35</sup> 劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』（中国社会科学出版社2004年）「祝充『音注韓文公文集』考述」p69。

<sup>36</sup> 潘美月『宋刻韓柳文集』（『故宮文物月刊』2巻3期、1984年）は「本文所要介紹的僅限於二集合刻」として話訓本・詳註本（百家註本）・五百家註本・世綵堂本の四種を紹介しており、音辯本・朱校本は全く触れられていない。顧力仁「朱文公校昌黎先生集十三行本初考」（『當代圖書館事業論集』所収、台湾・正中書局1994年）には13行本の4種があることを指摘して関係を示しているが、年代にはあまり立ち入らず、またその4種の他にも13行本があること、さらに『柳集』との対応関係は顧慮されていない。劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』（中国社会科学出版社2004年）では『朱文公校昌黎先生集』そのものが「元明清迄至近代，代有翻刻，在韓集流傳中有很大的影響」としながらも「傳世諸本大多刊刻粗糙，迄無善本」（p217）と判断されて深くは講究されていない。

で合刊を指摘した者は少なくない。

今、刊刻時代鑑定の当否を措けば、音辯本についてすでに楊紹和（1830-1875）が「每半葉十三行，行二十三字。與元槧『〔朱〕文公校昌黎先生集』版式字體纖毫弗差，蓋二集同時並出」<sup>37</sup>という。丁丙（1832-1899）が音辯本について「當與『韓集』同時所刊也」<sup>38</sup>という『韓集』は前掲の朱校本を指す。陸心源（1834-1894）が「行款格式，與『韓文考異』同，當為一家所刻」という『韓文考異』は四庫全書の所謂『別本韓文考異』と同じで、『朱文公校昌黎先生集』を指す<sup>39</sup>。繆荃孫（1844-1919）が音辯本について「明刊本。與上『韓文』合刻」というのは「攷異音釋附」の『昌黎先生文集』を指す<sup>40</sup>。葉德輝（1864-1927）が『朱文公校昌黎先生集』について「出于南宋麻沙書坊本，并與『柳集』合刻」<sup>41</sup>といい、また民国に入って張元濟（1867-1959）が「余嘗見宋刊殘本『朱文公校昌黎先生集：附「考異」、「釋音」』，行款悉同，蓋二集同時合刻者，惜余僅得其一耳」<sup>42</sup>といい、丁祖蔭（1871-1930）が「款式、字體全同前『昌黎集』，蓋同時所刻也」<sup>43</sup>という『昌黎集』および傅增湘（1872-1949）が「亦與『柳先生集』合刊者」「此乃元明間『韓柳合集本』，世多有之」<sup>44</sup>という所は朱校本を指し、萬曼（1903-1971）が「明版有書林王宗玉與『韓集』合刻的戊辰（1388）刻本」<sup>45</sup>という『柳集』は音辯本である。多くが行款・字体に注目して合刊であることを指摘するが、これらは必ずしも同版ではなく、阿部博士が指摘されたように、二集ともに改版本・覆刻本・通修本等多種あり、さらに補配本も加わって錯綜し、しかも多くに刊記がない、あるいは改竄・削除されており、版本の種類と先後関係を究明することは容易ではない。

<sup>37</sup> 王紹曾等『訂補海源閣書目五種（上）』（齊魯書社2002年）所収『楹書隅録』（同治八年1869自序）卷4（p237）。

<sup>38</sup> 丁丙『善本書室藏書志』卷24（中華書局「清人書目題跋叢刊二」1990年p689上）。

<sup>39</sup> 陸心源『儀顧堂續跋彙編』卷12「宋麻沙槧柳集跋」・「宋麻沙槧韓文考異跋」（中華書局2009年p416）。

<sup>40</sup> 『清學部圖書館善本書目・集部』。『古學彙刊』（上海国粹学報社、民国元年）第5編上冊5a（広陵書舎影印2006年）所収p1033。

<sup>41</sup> 葉德輝『郎園讀書志』卷7「朱文公校昌黎先生集」（中華書局2010年p347）。

<sup>42</sup> 『寶禮堂宋本書録』（『中國歷代書目題跋叢書』第2輯、上海古籍出版社2007年p287）。

<sup>43</sup> 瞿鏞（1794-1875）『鐵琴銅劍樓宋元本書影識語』卷4（14a）（台湾・廣文書局1970年）。

<sup>44</sup> 傅增湘『藏園羣書經眼録（四）』卷12「朱文公校昌黎先生集外集」（中華書局1983年p882）、「朱文公校昌黎先生文集」（p884）。

<sup>45</sup> 萬曼『唐集敘録』（中華書局1980年p193-194）。

まず、『朱文公校昌黎先生集』と題する書について概説しておけば、それは『韓集』の正文下に朱熹（1130-1200）の『韓文考異』を附した校正本に王伯大（?-1253）が註釈を加えたテキストであり、「附考異」本と呼ばれる。後に万曆三年（1605）に至って朱熹の後裔である朱吾弼は重編して『韓文考異』と呼んだ。四庫全書のいう『別本韓文考異』である。これは本来の朱熹『韓文考異』ではなく、王伯大が輯註した「附考異」本の系統に属す。元明間に盛んに覆刻・逋修されることになるこの王伯大刊朱校本は、南宋には少なくとも三系統があった。その内二つは宝慶三年（1227）南劍州郡齋刻本と紹定六年（1233）臨江軍軍学刻本である。前者は南劍州通判であった王伯大が輯註して校正文の後に、具体的には各巻の後に配する形態をとったものである。これは今日に伝存しないようである。後者は後に臨江軍知軍に異動した王伯大が輯註を増益した上で校定本とは別に『昌黎先生集音釋』と題して単刻する方法を採ったものであり、「附考異」本は残巻が現存し、『音釋』は鈔本が伝わっている<sup>46</sup>。両本ともに王伯大自身は恐縮して大儒朱熹の校定と自分の輯註とを区別して同様には扱わなかったのであるが、他の一つは書肆がこれを混在させた坊刻本であり、今日現存する多くの版本がこの系統本に属す。この系統本には南劍州刊本にあった「凡例」の後に刊刻者の識語が追刻されており、その末尾に「今本宅所刊係將南劍州官本為據，併將音釋附正集焉，使觀者一目可盡，而文義粲然，亦先生發明此書之本心也，幸鑒」といい、來歴を明らかにしている。これによれば、後に出版業者（建陽県麻沙の書坊）が南劍州刊本を底本とし、しかし読者の便宜を図って、巻後に置かれていた王伯大の輯註を解体して関係する正文の下に組み込む体裁に改編した。繆荃孫のいう「攷異音釋附」本がこれである。ここに音辯本と併修合刊されたと考えるものはこの坊刻本であり、今日の通行本では四部叢刊初編所収本がその系統に属すが、刊刻年代および音辯本との関係をめぐって早くから議論がある。そこで先ず四部叢刊本の朱校本を見ていくことから始める。

#### 正統十三年（1448）崇化書林善敬堂王宗玉刊13行本『韓柳二先生文集』

坊刻本『朱文公校昌黎先生集』13行23字本の巻首に収める李漢「序」の末に、四字下げて二重枠をもつ書肆の刊語8行があり、それに次のようにいう。

<sup>46</sup> 詳しくは拙稿「日本鈔本紹定六年臨江軍刊王伯大《昌黎先生集音釋》與方崧卿佚書《韓詩編年箋校》」（2014年中国唐代文学国際學術研討会提出論文）、未刊。

韓柳二先生文集，行世久矣。唐季歷代以來，儒人文士莫不宗之，以為文章之模範，序記之矜式。惜乎舊板漫滅，續集遺闕，讀者憾焉。本堂廣求，訪到善本，卷集全備。宗玉喜不自勝，命工鼎新鏤梓，以廣其傳，使四方文學君子得觀二先生之全文，不致湮沒，豈不偉歟。幸鑑。歲舍戊辰十月吉旦，書林王宗玉謹識。

張元濟がつとに二集を「合刻」と認めながら元・天曆刊本としたのは「歲舍戊辰」を天曆元年「戊辰」（1328）と解したのであり、傅增湘が明・洪武二一年（1388）刊としたのも同じく「歲舍戊辰」に拠って、しかし時代を下げて洪武「戊辰」に求めたのである<sup>47</sup>。後に萬曼は張氏説を否定して後者を探り<sup>48</sup>、今日の韓愈学者にあっても後者を探るものがある<sup>49</sup>。しかし以下に考察するようにそのいずれも誤りである。

この刊語の内容と形態には、管見によれば、少なくとも四・五種類ある。その中で初刻本と思われるものが浙江瑞安図書館蔵『韓』朱校本であり、記録によれば<sup>50</sup>、その刊語はやや異なっており、「唐季歷代以來」を「唐季歷宋以來」に作り、しかも末行「歲舍戊辰……」を「大明正統歲舍戊辰……」に作る<sup>51</sup>。逆に言えば四部叢刊本は「宋」を「代」に改め、さらに「大明正統」を削っているものであり、これはたしかに「贗元充宋」「造偽」<sup>52</sup>、「書買作假」<sup>53</sup>、宋元刊の古本を装わんとした書籍商の偽造であるように思われる。

この刊記は未見であるがこれが原刻であったことは傅增湘の記録からも証明

<sup>47</sup> 傅增湘『藏園羣書經眼録（四）』卷12（p1059）。

<sup>48</sup> 萬曼『唐集叙録』（中華書局1980年、p179、p194）。

<sup>49</sup> 劉真倫『韓愈文集彙校箋注』（中華書局2010年）「凡例」に「南宋理宗寶慶三年王伯大本『朱文公校昌黎先生文集』，本書採用明洪武二十一年書林王宗玉重刻本」（p6）。また、音辯本についても近刊の尹占華等『柳宗元集校注』（中華書局2013年）は「四部叢刊據元刻的影印本」（「整理説明」p2）とする。

<sup>50</sup> 李致忠『古書版本學概論』（北京図書館出版社1998年）p152、李致忠『古籍版本學知識500問』（北京図書館出版社2004年）p266、田建平『元代出版史』（河北人民出版社2003年）p263。『第三批國家珍貴古籍名録圖録（5）』#08754-08757（p288）「明正統十三年（1448）書林王宗玉刻本」の収蔵先に「浙江省瑞安市文物館」（#08755）を挙げ、『第二批國家珍貴古籍名録圖録（7）』#05311-0532（p251）にも「明正統十三年（1448）書林王宗玉刻本」というが、共に刊記の書影はなく、また言及もない。

<sup>51</sup> 『中國古籍善本總目（集部上）』（翁連溪編校、線裝書局2005年、p1199下）#792「明正統十三年書林王宗玉刻本」に「1788〔浙江〕瑞安縣玉海樓」蔵本がそれであろう。玉海樓は清代著名の蔵書家孫詒讓（1848-1908）の蔵書樓である。

<sup>52</sup> 李致忠『古書版本學概論』（北京図書館出版社1998年）p152。

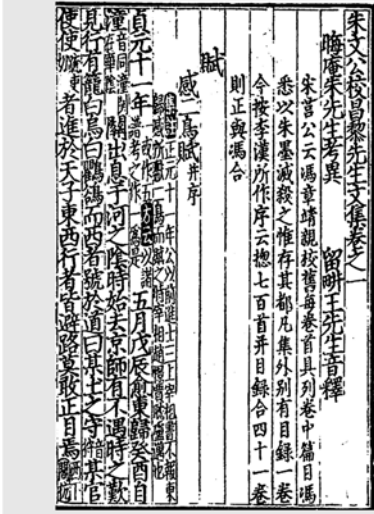
<sup>53</sup> 田建平『元代出版史』（河北人民出版社2003年）p262-263。



A: 洪武壬戌(国会図書館)



B: 正統戊辰版(名録08754)



C: 四部叢刊本



D: (名録03109 元刻本)



朱文公校昌黎先生文集卷之一  
 晦庵朱先生考異 留明王先生音釋  
 宋荅云馮章靖親校舊每卷首具列卷中篇目馮  
 悉以朱墨滅殺之惟存其都凡集外別有目錄一卷  
 今按李漢所作序云總七百首并目錄合四十一卷  
 則正與馮合

賦  
 感一鳥賦并序  
 貞元十一年公以明進士三丁官相繼不暇東  
 歸歲所賦正鳥賦也五月戊辰愈東歸癸酉自  
 潼關出息于河之陰時始去京師有不遇時之歎  
 見行有龍白鳥白鸚鵡而西者號於道曰某土之守  
 使使者進於天子東西行者皆避路莫敢正目焉

E:(名錄05324 明刻本)

朱文公校昌黎先生文集卷之一  
 晦庵朱先生考異 留明王先生音釋  
 宋荅云馮章靖親校舊每卷首具列卷中篇目馮  
 悉以朱墨滅殺之惟存其都凡集外別有目錄一卷  
 今按李漢所作序云總七百首并目錄合四十一卷  
 則正與馮合

賦  
 感一鳥賦并序  
 貞元十一年公以明進士三丁官相繼不暇東  
 歸歲所賦正鳥賦也五月戊辰愈東歸癸酉自  
 潼關出息于河之陰時始去京師有不遇時之歎  
 見行有龍白鳥白鸚鵡而西者號於道曰某土之守  
 使使者進於天子東西行者皆避路莫敢正目焉

D:(台國圖09695 明刊明修本)

朱文公校昌黎先生文集卷之一  
 晦庵朱先生考異 留明王先生音釋  
 宋荅云馮章靖親校舊每卷首具列卷中篇目馮  
 悉以朱墨滅殺之惟存其都凡集外別有目錄一卷  
 今按李漢所作序云總七百首并目錄合四十一卷  
 則正與馮合

賦  
 感一鳥賦并序  
 貞元十一年公以明進士三丁官相繼不暇東  
 歸歲所賦正鳥賦也五月戊辰愈東歸癸酉自  
 潼關出息于河之陰時始去京師有不遇時之歎  
 見行有龍白鳥白鸚鵡而西者號於道曰某土之守  
 使使者進於天子東西行者皆避路莫敢正目焉

F:(台國圖09693 明初期刊本)

朱文公校昌黎先生文集卷之一  
 晦庵朱先生考異 留明王先生音釋  
 宋荅云馮章靖親校舊每卷首具列卷中篇目馮  
 悉以朱墨滅殺之惟存其都凡集外別有目錄一卷  
 今按李漢所作序云總七百首并目錄合四十一卷  
 則正與馮合

賦  
 感一鳥賦并序  
 貞元十一年公以明進士三丁官相繼不暇東  
 歸歲所賦正鳥賦也五月戊辰愈東歸癸酉自  
 潼關出息于河之陰時始去京師有不遇時之歎  
 見行有龍白鳥白鸚鵡而西者號於道曰某土之守  
 使使者進於天子東西行者皆避路莫敢正目焉

G:(台故宮009348 明初建刊)

される。傅氏は刊語の全文を録して「幸鑑」の後を「□□□□歲舍戊辰十月吉旦書林王宗玉謹識」に作っており、一見すれば四部叢刊本の刊語と同じであるが、「歴代」の部分も「歴宋」に作っているから<sup>54</sup>、瑞安蔵本と同じであり、「歲舍」の上四字分の「□」は削除された痕跡を示すものであったことが分る。四部叢刊本の刊語の末行は「歲舍」から始まって前行は「幸鑑」で終わっているため、「□□□□」四字の入る余地がないが、「吉旦」と「書林」との間に四字相当の空格がある。さらにそれとは別に、刊語部分がないものも存在しており、しかも少なくとも二種類に分けられる。一つは単純に刊語部分の紙が切り取られており<sup>55</sup>、一つは刊記の部分（第6行以下）に界線が存在する、つまり埋木して改刻されている<sup>56</sup>。そこで刊語の末一行のみを示せば、次のような種類があった<sup>57</sup>。

- A：瑞安蔵本            大明正統歲舍戊辰十月吉旦書林王宗玉 謹識  
 B：傅氏経眼本        □□□□歲舍戊辰十月吉旦書林王宗玉 謹識  
 C：一 本                □□□□□（刊記部分切り取り）□□□□□  
 D：四部叢刊本        歲舍戊辰十月吉旦        書林王宗玉 謹識

D本からB本までにはいずれも年号「正統」がなく、D本の記載=四部叢刊本はB本から生まれ、B本の記載はA本から生まれる。つまりAが先、Dが後であっ

<sup>54</sup> 傅增湘『藏園羣書經眼録（四）』（中華書局1983年）巻12（p1060）。

<sup>55</sup> 北京図書館#18406「正統十三年書林王宗玉刻本」（p2051）、台湾・中央図書館蔵本#09697「正統戊辰書林王宗玉刊本」、#09692「正統戊辰書林王宗玉刊本」（巻14～巻17は#09695と同版による配補）、故宮#故善002144「元建陽書坊刊本」（刊記部分は別紙で襯補）。

<sup>56</sup> 北京大学図書館#4034「元刻本」（p416）。第5行までは全体的に黒ずみ、第6行以下は白っぽい。

<sup>57</sup> 杜信孚・杜同書『全明分省分縣刻書考・江蘇省書林卷』（線装書局2001年）には「李漢序後有牌記、文曰：“韓柳二先生文集”行世久矣、……二先生全文不致湮沒、豈不偉歎。辛亥歲戊辰十月吉日書林王宗玉識。”序後有“洪武庚戌仲冬王氏勤有堂刊”篆文牌記」として「洪武十五年江蘇省金陵書林王宗玉勤有堂刊本」（p21b）とするが、これは『貞觀政要』の木記「洪武庚戌仲冬王氏勤有堂刊」と混同した誤り。詳しくは後文。また、「辛亥歲戊辰」の「辛亥」は「幸鑑」の字形類似による誤字、「識」前に「謹」を脱字。いっぽう『全明分省分縣刻書考・福建省卷』では音辯本を「卷四十三後有“正統戊辰善敬堂刊”」として「建陽書林王興泉善敬堂刊本」（p32b）とするが、木記は卷43後ではなく、また善敬堂王興泉は明末、万暦間の人。詳しくは拙稿「清代民国私家蔵『増廣註釋音辯唐柳先生集』考」（『島大言語文化』36、2014年）p32。なお、杜信孚『明代版刻綜録』（江蘇広陵古籍刻印社1983年）巻5「勤有堂」にも「洪武十五年金陵書林王氏勤有堂刊」（39a上）として『北京圖書館善本書目』に拠るといふが、それにはただ「洪武十五年勤有堂刻本」（巻6葉19b#2716）とある。『北京圖書館古籍善本書目』p2050#2716も同じ。

てその逆ではない。C本については刊語全体がないために、D本と同版でその刊語を削除したものと説明されて来たが<sup>58</sup>、それはAB本が知られていなかったためであり、A本の刊語が削除されたのでなければならぬのはB本がA本の正体を隠蔽せんとしたのと同じ理由である。つまりABC三本は同版であるが、D本はABC三本と版本を異にし、正統戊辰十三年よりも後の覆刻本であるから、固より洪武二一年刊でもなければ正統十三年刊でもない。ただしD本とA本は正集、たとえば巻1葉1では字様と版面状態から見て同版のようであるから、異同は巻首の一部分であって全体に及ぶものではなく、合配本であることは「姓氏」葉の相違に顕著であり、さらに巻1葉1の版面状態が合致するものであっても葉1a第3行「宋莒公云」から第6行までの註文を削って埋木したのものもある<sup>59</sup>。

いっぽう『柳』音辯本13行本も、前稿で述べたように、諸版があって複雑であり、四部叢刊本の属するIV類の中でF本（蓬左文庫蔵本#144-17）は、この朱校本と行款・版心等版式や字様が一致するだけでなく、巻首の「諸賢姓氏」後に木記「正統戊辰善敬堂刊」があり、朱校本の「正統歲舍戊辰」と一致するから、同一書坊による合刊と認めてよい。

さらに、F本には木記「正統戊辰善敬堂刊」の他に別の刊語を有するものがある。ハーバード大学燕京図書館蔵本がそれである<sup>60</sup>。表紙の題箋に「柳文」とあり、正集の扉（恐らく表紙の裏に貼り付けた見返し）に「善敬書堂（横書き）増廣註釋／柳文續集（縦書き、二行）」、また別集等の扉には「善敬書堂（横書き）新刊（横書き）柳文集註（縦書き）」とあってその左右に次のような刊語（4行）がある。

〔右〕柳文舊無善本，今得諸名公増廣註釋音辯，極為明備。三復校正，一新

<sup>58</sup> 阿部隆一『〔増訂〕中國訪書志（3）』（汲古書院1983年）p551上。

<sup>59</sup> 『第二國家珍貴古籍名録圖録（3）』#03109「元刻本」（p243）。中国社会科学院文学研究所蔵、存十六卷（1～16卷）。

<sup>60</sup> 柳州市政府地方誌辦公室編『柳宗元著作版本圖考』（広西人民出版社2012年）p71-p81。書影（カラー8葉）を収める。しかし本書が「元刻本」と鑑定する2部（p55、p57）および「明初刻本」とする1部（p66）はいずれも版式・字様・版面状態がハーバード大蔵本と一致するから明正統十三年刻本とすべきである。いっぽう柳州博物館蔵本は「明初刻本」（p66）の巻1葉1aと字様が異なるものがあることから「另一種明代早期刻本」と鑑定するが、恐らくこれが元刻本である。本書は諸本の書影を多く収録して有益であるが、多くの版本について刊刻年代の鑑定には検討の余地がある。

綉梓<sup>61</sup>、

〔左〕使天下學者得以見昌黎、河東二先生文集之大全，豈不為盛時文治之一助云。

左の一文は『韓集』の刊語にいう「韓柳二先生文集……使四方文學君子得觀二先生之全文」と符合する。『韓』『柳』二集の刊語は共に『韓』『柳』二集を対象としたものであり、二集を普及させんとする刊行の意義を述べている点で合致する。これはまた同一書林による合刊の証左の一つでもある。音辯本の「正統戊辰善敬堂刊」と朱校本の「大明正統歲舍戊辰……書林王宗玉」は同一書林による刊語と考えてよい。また、『韓集』の「惜乎舊板漫滅，續集遺闕，讀者憾焉。本堂廣求，訪到善本，卷集全備」と『柳集』の「柳文舊無善本，今得諸名公増廣註釋音辯，極為明備」を勘案すれば、書林王氏には『續集』を欠いた旧版があり、入手した『柳文』の善本は音辯本の完本であったことが知られる。

今日の伝世本にはこのような扉葉がないが、そこに刊刻書肆「善敬堂」の標示があったからではなかろうか。ただしこの扉葉には不自然な点がある。「増廣註釋柳文續集」の「續集」とは『韓文』に続く『柳文』という意味ではなく、朱校本の刊語にいう「惜乎舊板漫滅，續集遺闕」のそれと同じであろう。今、続集を謂う書題が正集の前にあり、いっぽう「新刊柳文集註」の方は43巻の後、つまり「別集」・「外集」・「附録」の「目録」の前にある。「柳文續集」とは正集に対してこれら「別集」「外集」等を指しているはずであり、「柳文集註」の方が正集の前、「柳文續集」が別集等の前にあるのが本来の形であろう。両扉紙が誤って入れ換わったまま装丁されたのではなかろうか。また、外題・内題・首題が異なるが、これは坊刻の常習のことであり、さらに目録題・序題が異なることもある。一般には正集巻1首行に示す首題に従う。そこで合刊本であれば、『韓集』でも扉に「新刊韓文集註」のような内題があり、外題は「韓文」であったと推測されるが、まだそのような一本は発見されていないようである。

### 正統十三年（1448）後、弘治十二年（1499）前刊：覆善敬堂刊13行本

現在筆者の知る所ではハーバード大蔵本を例外として伝世本には扉葉がな

<sup>61</sup> 原刻は行書体であり、沈津『美國哈佛大學哈佛燕京圖書館中文善本書志』（上海辭典出版社1999年）#1122（p625）は「三復校正，一朝繡梓」、『柳宗元著作版本圖考』が「三復校正，一朝繡梓」（p80）と翻字するが、字形・文意から見て誤り。

く、さらに「姓氏」後に木記のないものがある。しかも無木記本は少なくとも三種類に分かれる。一つは木記の双墨囲内の「正統戊辰善敬堂刊」8字を墨釘にしているもの（H本）、木記の8字を含み墨囲全体を削っているもの（I本）、これらは木記の存在が推測可能であるが、さらに木記部分に墨囲も文字・墨釘もなく、罫線があって他と区別がつかないもの（J本）がある。後者は四部叢刊本二種（J1、J2）がその類である。しかし四部叢刊本の音辯本は、前稿で明らかのように、巻1葉1を見る限り、字様と版面状態はハーバード大学燕京図書館蔵本と全く一致しており、同版であることは疑いないが、劉「序」・「姓氏」の字様は異なり、かつ全体的に誤字・俗字が木記本より多いことによって、正統十三年以後の後印本ではなく、一部補刻あるいは補配されており、台湾版四部叢刊本はさらにそれが多い。これらは先に示した音辯本におけるⅣ段階に当たり、これは『韓集』朱校本でもB・C・D本のように木記を改竄・消去したのものがあ、また埋木改刻したものがあるのに対応する。そこで13行本二集の合刊には現段階では少なくとも表のような五・六種類があった。

正統十三年（1448）崇化書林善敬堂王宗玉合刊 『韓柳二先生文集』13行本の刊記状態			
『朱文公校昌黎先生集』13行本		『増廣註釋音辯唐柳先生集』13行本	
（扉「善敬書堂新刊韓文集註」）		扉「善敬書堂新刊柳文集註」	
刊語「大明正統歲舍戊辰書林王宗玉謹識」		木記「正統戊辰善敬堂刊」	
刊語「大明正統歲舍戊辰書林王宗玉謹識」		木記「正統戊辰善敬堂刊」	
削除	「□□□□歲舍戊辰書林王宗玉謹識」	削除	木記の粹あり（内は墨釘で抹消）
	（刊語削除）		木記の粹なし（木記削除）
	「歲舍戊辰書林王宗玉謹識」 （四部叢刊本）		
改刻	（木記部分に罫線あり）	改刻	木記部分に罫線あり（四部叢刊本）

ただし、朱校本の方についてはさらに調査した上で、その中のいずれが音辯本と合刊されたのか考える必要がある。

ここで強調しておきたいのは四部叢刊本の成立に関する定説における二重三重の誤りである。「戊辰」を元・天曆元年あるいは明・洪武二一年とするのは共にすでに誤りであり、正統十三年善敬堂王宗玉刊とするのがほぼ今日の定説になっているといえるが、しかしこれも誤りである。「歲舍戊辰」が「正統」を省いたものであるという点は正しいが、それが刊行時期を示しているわけではない。朱校本で刊記の「大明正統」四字を削除したもの及び刊記部分全体を

消去したもの、また音辯本で木記「正統戊辰善敬堂刊」を墨釘にしたもの及び木記部分全体を消去したものは、いずれも正統十三年刊本であるが、その版木を用いた後印本であり、さらに四部叢刊本の朱校本で「宋」字を「代」に替えて「大明正統」四字を削除したものは部分的に改竄した改版を含む後印本あるいは補配本であり、また四部叢刊本の音辯本のように正統十三年本に拠って補刻・改刻したものがあつた。いずれも「正統戊辰」以後の成立であり、改刻本は削除本の後にあるが、それらの時期を特定することは難しい。

変化の時期はしばしばその原因から究明できる。朱校本の刊記中の「大明正統」や音辯本の木記「正統戊辰善敬堂刊」の削除・改竄が意図的なものであることは確かであり、また扉紙の欠落もその可能性がある。版権の意識と保護はすでに南宋の咸淳年間には確立していたが<sup>62</sup>、元明間に依然として「書賈作假」が行われていたことも事実であり<sup>63</sup>、そこでこれも同様の例と見做されるわけであるが、断定するにはなお躊躇を覚える。

正統十三年に「書林王宗玉」「善敬堂」によって二集が合刊され、後に「大明正統」刊刻年代と「善敬堂」刊刻書坊名が抹消される。それが「書賈作假」であったならば、常識的に考えて善敬堂自身が後に行なつたことではあり得ず、必ず他の書坊による作為である。削除本の段階で正統十三年王宗玉善敬堂の原刻版木はすでに他の書坊に買取・譲渡されていたと考えねばならない。しかし刊語中で「大明正統」を削除しながらその下の「書林王宗玉」を留めている。ここに書坊名はないが、他の書坊による偽造であるならば、この書坊主名も当然消去すべきであろう。敢て留めて重印・重刊したならば、情理からいって本人や子孫の存命中に「書賈作假」するはずはなく、その名が建陽の同業者の間で記憶から遠退いた頃、子孫が跡絶えたのでなければ王宗玉の歿後数十年が経っていなければならないのではないか。

この仮説に立てば、改竄本出現の下限年代の可能性として弘治十二年（1499）が考えられる。この年、建陽書林では大火災が発生して古今の書籍の版木が尽く灰燼に帰してしまい、これを機として巡按御史・提学官によって検閲され、経伝子史等有益の書は提学官の校正を経て印行・翻刻刊行、有害な書

<sup>62</sup> 方彦寿『建陽刻書史』（中国社会科学出版社2003年）「版權觀念的形成」p141-145、李致忠『中國出版通史（4）宋遼西夏金元』（中国書籍出版社2008年）「宋代對圖籍版權的管理」p181-182。

<sup>63</sup> 繆咏禾『明代出版史稿』（江蘇人民出版社2000年）「各種假冒偽劣圖書」p401-407。

籍は発禁されることとなった<sup>64</sup>。善敬堂王宗玉の初刊から半世紀後のことである。かりにその時、正統十三年刊本の版木も焼失したならば、少なくとも削除本は後印本であるから、その出現は大火以前でなければならない。改版本は全て同版木を用いたものではないから、大火で版木を焼失した後と考えることもできる。しかし何れであっても説明できない問題がある。

まず、「善敬堂」は明代著名な建陽の書坊であって堂主は「書林王宗玉」の子孫が代々世襲していた<sup>65</sup>。次に、じつはこの13行本と同一の木記「正統戊辰善敬堂刊」8字1行をもつ9行本が存在する。詳しくは後述するが、これは正統十三年刊13行本を9行本に改版した重刊本である。つまり奇妙なことに後の9行本でも同一内容の木記を使い、年号も書堂も隠蔽されていない。次に、そもそも刊語に堂主名「書林王宗玉」を留めているのが不可解なのではあるが、「大明正統」を削除ながらそれに続く「歳舍戊辰」を残しているのはなぜか。たしかに「正統」を削除しておけば、「歳舍戊辰」の年代は確定できない。しかし古本を偽装することが狙いなのであれば、「大明正統歳舍戊辰」まで、さらにそれが他書坊の行為であるならば「書林王宗玉」を含む木記一行全体を削除してしまえば好かろう。「書賈作假」説に躊躇を覚える所以である。

「大明正統」を削除しながらそれに続く「歳舍戊辰書林王宗玉」を残している。これには別の理由が考えられないか。

明史に眼をやれば「正統戊辰」十三年前後は大混乱の時期であった。中国の南（福建）・西（貴州）・北（大同）で叛乱が勃発し、十四年には英宗蒙塵の危

<sup>64</sup>『明孝宗實録』卷157「弘治十二年十二月乙巳」に「吏科給事中許天錫言：“今年闕里孔廟災，遠近聞之，罔不驚懼。邇者福建建陽縣書坊被火，古今書版蕩為灰燼。……上天示戒，必於道所從出、與文所萃聚之地……。”禮部覆奏謂：建陽書板中間，固有蕩無留遺者，亦容或有全存半存者，請令巡按、提學等官逐一查勘，如『京華日鈔』等書板已經燒燬者，不許書坊再行翻刻，先將經傳子史等書及聖朝頒降制書，一一對正，全存者，照舊印行，半存及無存者，用舊翻刻，務令文字真正，毋承訛習舛，以誤來學。從之」（台湾・中央研究院歷史語言研究所1966年影印、p2825-2827）、『明史』卷29「五行志・火災」に「（弘治十二年）十二月，建陽縣書坊火，古今書板皆燼」（中華書局1974年、p464）・卷188「許天錫（1461-1508）傳」に「（弘治）十二年，建安書林火。天錫言：“去歲闕里孔廟災，今茲建安又火，古今書版蕩為灰燼。闕里，道所從出；書林，文章所萃聚也。……上之所尚者浮華，下之所習者枝葉。此番災變，似欲為儒林一掃積垢。宜因此遣官臨視，刊定經史有益之書。其餘晚宋陳言，如論範、論章、策海、文衡、文髓、主意、講章之類，悉行禁刻。其於培養人才，實非淺鮮。”所司議從其言，就令提學官校勘」（p4986-4987）。『明會要』（台湾・世界書局1972年）卷26「學校・書籍」は「（許）天錫傳」を引いて「（弘治）十三年正月」（p421）とする。

<sup>65</sup>善敬堂について詳しくは拙稿「清代民国私家藏『增廣註釋音辯唐柳先生集』考-43卷13行本“宋刊”説と43卷12行本“元刊”説の検討」（『島大言語文化』36、2014年）p31-32。

機にまで至って九月に代宗が即位することになる。南の叛乱は建寧府一帯がその舞台であった<sup>66</sup>。正統十二年九月、銀鋌労働者の葉宗留（1404-1448）は大王を偽称して建陽県の東に隣接する政和県で蜂起すると各地で数千の鋌夫貧農がこれに加わって強大化した。十月には西南の浦城県を陥落、さらに南下して「建陽（県）を劫り、過ぐる所は焚掠され、従う者は益ます衆し。遂に建寧（府）を大掠し、官民は皆な逃匿し」<sup>67</sup>た。また、十三年二月には建寧府の南に隣接する延平府の沙県でも佃農の鄧茂七（?-1449）がこれに呼応する形でやはり王を偽称して蜂起し、十万もの農民軍を擁して王朝に抵抗した。いっぽう葉党は農民軍を組織して南は建陽県の東峰駅（旧名麻沙駅）<sup>68</sup>、北は崇安県の車盤嶺に駐屯させていたために官軍は阻まれて建寧府に入れなかったが、ついに官軍は「建陽に至り亦た賊と戦い、千五百余人を殺す」<sup>69</sup>という戦場となった。葉宗留の部下であった陳鑑胡（?-1449）は鄧茂七に付き、福建北西方面に展開して各地の知県・都指揮等二千余人を殺害、「都指揮吳剛は建陽書坊に死し」<sup>70</sup>た。この勝利で大王に立つと国号を太平、元号を泰定とし、さらに拡大して建寧府の北東に隣接する浙江処州へと侵攻した。官軍は十四年五月に建安・松溪・政和等、建寧府東部諸県を奪回するが、六月には建陽県の南、建寧府の附郭甌寧県で林拾得等が蜂起し、右参政等を殺害する<sup>71</sup>。朝廷はついに

<sup>66</sup> 『明英宗實録』卷158「正統十二年九月」（台湾・中央研究院歴史語言研究所1966年影印、p3069）～卷179「正統十四年六月」（p3478）、『明史』卷10「英宗前紀」（中華書局1974年、p137-p139）・卷172「張驥傳」（p4590-p4591）、明・朱国禎『皇明史概』（台湾・文海出版社1984年影印崇禎刻本）「皇明大政記」卷14（p826-835）、『皇明大事記』卷17「平閩寇」（p4533）「平浙寇」（p4547）「陳鑑湖」（p4554）、清・谷應泰『明史紀事本末』卷31「平浙閩盜」（叢書集成初編本p6-p13）、清・夏燮『明通鑑』卷14「紀二十四」（p691-p708）、『〔民國〕福建通志』總卷1『通紀』卷8「明一」（『中國地方志集成・省志輯・福建⑩』鳳凰出版社等2011年、p70-p72）、劉建『大潭書』（文物出版社1994年、p357-p358）。宮崎市定「中国近世の農民暴動——特に鄧茂七の乱について」（『東洋史研究』10巻1号、1947年）は使用史料が少ない。

<sup>67</sup> 明・朱国禎『皇明史概』（台湾・文海出版社1984年影印崇禎刻本）「皇明大事記」卷17「平浙寇」p4549。

<sup>68</sup> 『〔嘉靖〕建陽縣志』（『天一閣明代方志選刊』上海古籍書店1962年）卷4「治署志」に「東峯馬驛：在崇泰里，路通邵武。宋時在永忠里，名麻沙驛，元因之，國朝洪武二年改名己酉知縣吳義移建今所」（4b）。

<sup>69</sup> 明・朱国禎『皇明史概』「皇明大事記」卷17「平閩寇」p4538。

<sup>70</sup> 明・朱国禎『皇明史概』「皇明大事記」卷17「陳鑑湖」p4554。

<sup>71</sup> 『明英宗實録』卷178「正德十四年五月」「各官自到建寧以來笙歌為樂，笑傲自如，（張）楷以平時所和唐詩遍令建寧府刊行，其於軍政置之度外」（p3433）、卷179「六月」に「頃者奉



五万の兵を投入して交戦し、鎮圧が報じられたのは代宗即位の後であった。正統十三年前後、建寧府周辺は賊軍の統制下にあったわけである。

朱校本の刊記にいう「大明正統戊辰十月吉旦」は正にこの時期に当たる。果たしてこのような戦乱の中で「盛時文治之一助」と謳う二集が建陽で刊行できたであろうか。版本は散逸したものも少なくなかったであろう。かりに残存していて、しかも大王を僭称した賊軍の配下にあつて印刊を継続したならば、朱校本が刊語中の「大明正統」を消去して「歳舍戊辰書林王宗玉」を残していること及び音辯本が木記「正統戊辰善敬堂刊」を抹消していることの説明がつく。音辯本の木記抹消の狙いも「善敬堂」でなく、「正統戊辰」にあり、そのために木記一行全体が抹消された。正統戊辰の削除はこのような状況の中で生まれたと考えることはできないか。

しかし四部叢刊本の朱校本の出現についてはなお払拭できない疑問がある。「大明正統」だけでなく、「歴宋」部分も改竄されている。また、葉1a第3行「宋莒公云」から第6行までの註文を削除した一本までである。これらは古本の偽装に出るものと解すべきであろうが、この時の混乱によって版權が移動し、版本も一部散逸するために補刻・改刻したとしても、なぜ「王宗玉」を留めているのか、なぜこれほど様々な版があるのか、「書賈作假」の一語のみでは説明できないものがあることを指摘しておきたい。

なお、「書林王宗玉」という「書林」とは建陽崇化の「書林」を指すという<sup>72</sup>。おそらく普通名詞から固有名詞に転じた地名であろうが、崇化と麻沙は同県内で隣接した別の地であり<sup>73</sup>、厳密には麻沙書坊ではないことになる。宋末元初に麻沙が戦火に遭ったために書坊は崇化書林に移転し<sup>74</sup>、以後、書坊は

命招撫建寧府漫散民人，其建安、松溪、政和諸縣俱已帖服，惟甌寧賊首林捨得等復聚衆拒敵官軍，殺死右參政張瑛等」（p3455）。

<sup>72</sup> 方彦寿「建陽劉氏刻書考（上）」（『文獻』1988-2）p207-208。『〔嘉靖〕建陽縣志〕卷3「封域志・街巷」に「書坊街：在崇化里」（8a）。

<sup>73</sup> 方彦寿『建陽刻書史』（中国社会科学出版社2003年）に「麻沙刻書作坊主要集中麻沙水南，與崇化坊相距一山之隔，古驛道僅10里地。……由於麻沙、崇化兩地相距甚近、刻書家之間互相交流比較容易，故兩方刻本在內容、形式上都有許多共同之處」（p243）、謝水順等『福建古代刻書』（福建人民出版社1997年）に「麻沙與書坊兩地相距只有10公里，兩地的書工刻工交流很容易，所刻書籍具有幾乎完全相同的特徵，因而人們常將這兩地刻書統稱為「麻沙本」（p118）。

<sup>74</sup> 謝水順等『福建古代刻書』（福建人民出版社1997年）に「宋末元初由於戰亂，麻沙書坊被戰火吞嚙過半，元氣大傷。劉氏貞房十四世劉君佐於元初舉族遷居書林」（p8）、「據『劉氏

崇化に集中した<sup>75</sup>。

### 嘉靖（1522-1566）間（？）善敬堂刊9行本：重修正統十三年刊本

『柳』音辯本に13行本（Ⅳ類F本等）の木記「正統戊辰善敬堂刊」と全く同じ内容と形式の木記を同じ箇所「姓氏」末にもつ9行本（G類）がある。今日では「正統十三年善敬堂刻遞修本」とされている<sup>76</sup>。13行本が版匡19.8cm×12.2cm、13行23字の小字本であるのに対して、これは版匡22.1（21.6）cm×13.9（13.3）cm、9行18字、版式が異なるやや（2cm弱）大きい中字本である。やはり『韓』朱校本の中にもこれと全く同じ特徴をもつ、つまり9行18字・版匡22.3（21.5）×14（13.9）の版があり、字様も酷似する。今日では単に「明刻」「明初葉刊」とされている<sup>77</sup>。ただし「正統戊辰善敬堂刊」8字の木記は朱校本にはなく、音辯本の本一にある。朱校本を単に「明刻」等とするのはそのためであろう。同一の木記は13行本でも音辯本のみであった。これも合刊本であったことの証左である。この二集の刊刻年代について定説は分れているが、合刊であれば同一時期でなければならない。

朱校本について傅增湘が「明刊本，九行十八字，黒口，四周雙闌，似弘治、正徳間刊，有補版，余有殘帙」<sup>78</sup>というのはこの9行本であり、王重民が朱校

族譜』和建陽書坊鄉『貞房劉氏宗譜』記載，……宋末由元代著名刻書家劉君佐遷居崇化里書林。君佐可稱為貞房始入書林之始祖（p95-96）、「宋末元初由於戰亂，麻沙書坊被戰火吞噬過半，元氣大傷，劉氏貞房十四世劉君佐於元初舉族遷居書林」（p190）、「據『潭陽熊氏宗譜』記載，……十三世熊祖榮，因其入贅從崇泰里遷居到崇化里書林，由此被稱為書林始祖。祖榮之孫忠信，字明決，是元代刻書家翠巖精舍劉君佐的岳父」（p80）。

<sup>75</sup> 『嘉靖』建陽縣志』（上海古籍書店1962年）卷3「封域志・鄉市」に「書市：在崇化里，比屋皆鬻書籍，天下客商者如織，每月以一、六日集」（6a）、卷4「戸賦志・貨産」に「書籍：出麻沙、崇化兩坊。昔號“圖書之府”（祝穆『方輿勝覽』の言「建寧麻沙、崇化兩坊産書，號為“圖書之府”」。麻沙書坊燬于元季，惟崇化存焉」（33a）、卷5「學校志・圖書」に「建邑兩坊，昔稱“圖書之府”，今麻沙雖燬，崇化愈蕃，蓋海宇人文有所憑藉云」（19b）、卷7「雜誌」に「麻沙鎮：在（崇政上鄉）永忠里。……國朝洪武三十年（1397）省，故址改為預備北倉」（2b）。

<sup>76</sup> 『第二批國家珍貴古籍名録圖録（7）』#05388-05391「正統十三年善敬堂刻遞修本」（p267）、『第三批國家珍貴古籍名録圖録（6）』#08786-08788「正統十三年善敬堂刻遞修本」（p4）、『第四批國家珍貴古籍名録圖録（4）』#10599「正統十三年善敬堂刻遞修本」（p128）、内閣文庫#315-4・#集4-2等。

<sup>77</sup> 『第二批國家珍貴古籍名録圖録（7）』#05328-05331「明刻本」（p254）、台湾・中央圖書館#09705「明初葉刊本」・#09703・#09705「明初葉刊萬曆間修補本」、台湾・故宮#009372「明初葉刊」等。

<sup>78</sup> 『藏園訂補邵亭知見傳本書目』卷12下（中華書局2009年p1020）。

本9行本について「不記付梓年月，相其板刻，似為成、弘間所刊。前本誤字，此本均不誤，蓋從宋、元本出也」<sup>79</sup>という年代鑑定も近い認識を示す。いっぽう音辯本について傳増湘は「元明間刊本，九行十八字。黒口雙闌，長大版心。抱經樓藏」<sup>80</sup>といい、木記には触れていないが、後に「明正統十三年善敬堂刊本，九行十八字，大黒口，四周雙闌。盧址抱經樓藏，癸丑十二月見于樓中」<sup>81</sup>という書と同一のはずである。先に紹介した13行本で朱校本の「歲舍戊辰書林王宗玉謹識」刊記本を元・天曆元年戊辰（1328）あるいは明・洪武二一年戊辰（1388）の刊と解したのは、刊語に「大明正統」四字のある朱校本と「正統戊辰善敬堂刊」木記のある音辯本の存在を知らず、いっぽう9行本の「正統戊辰善敬堂刊」の木記を知っていたために、「戊辰」を正統のそれ以前に求めたのである。

「正統戊辰善敬堂刊」という双墨罍・8字の同一木記は音辯本の13行本と9行本の両方にあり、そのために『國家珍貴古籍名録』等が「正統十三年善敬堂刻遞修本」とするのを始め、しばしば混同して鑑定・著録されるのであるが<sup>82</sup>、9行本は字様が稚拙であること、また誤字が少ないことによって13行本に拠って校正改編した新版であることは容易に推測される。ならば9行本はすでにその木記にいう「正統戊辰」の刊ではあり得ず、13行本の後、つまり正統十三年以後の改版でなければならない。木記の無い朱校本9行本の方については、傳氏説「似弘治、正徳間刊」、王氏説「似為成、弘間所刊」ともに正統の後にある。ただし成化（1465-1487）・弘治（1488-1505）・正徳（1506-1521）から正統十三年（1448）までは30年から70年を隔てる。

この間、弘治十二年（1499）に建陽書林では大火があった。王氏善敬堂が大火以前に正統十三年刊13行本の版木を他書坊に譲渡していたか否かは今措くとして、建陽の書坊は大火の数年後には復興し、正徳・嘉靖の間には以前に増して繁栄した<sup>83</sup>。その繁栄の裏には、小説を始めとする俗文学の流行の他に技術

<sup>79</sup> 王重民『中國善本提要』（上海古籍出版社1983年p503右）。

<sup>80</sup> 『藏園羣書經眼録（四）』（中華書局1983年）巻12（p1075）。

<sup>81</sup> 『藏園訂補邵亭知見傳本書目』巻12下（中華書局2009年p1027）。

<sup>82</sup> 『増廣註釋音辯唐柳先生集』43巻12行本考—12行本の特徴および13行本との関係』（『島大言語文化』37、2014年10月）p42。

<sup>83</sup> 方彦寿『建陽刻書史』（中国社会出版社2003年）は『〔民国〕福建通志』に「古今書版，皆成灰燼」とあるとして「這場火災只是造成了建陽書肆的部分損失，此後不過數年，到正徳、嘉靖期間，建陽書肆的刻書業較明前期更加繁榮」（p243）。『〔民国〕福建通志』（『中国地方

的な要因として、雕版工程における日本の所謂「明朝体」<sup>84</sup>の使用と分業化の進展による書籍の廉価があり<sup>85</sup>、さらに包背装本から線装本への変化もこの頃に当たる<sup>86</sup>。9行本が中字本であるにもかかわらず13行本と比べて字様が稚拙に見えるのは硬直な字体、つまり横細縦太で横画縦画が直角に交叉した明朝体に近づいているからであり、傅増湘が「似弘治、正徳間刊」と推測する根拠もこの字様の变化にあるのではないか。9行本が大火の以前か以後かという点では需要に応じて版を新たに於て再度刊刻した点から以後と見做すのが適当であり、また字様の顕著な変化や補刻との時間関係を考慮すれば、大火の直後ではなく、「成、弘間所刊」よりも「弘治、正徳間刊」の方に与したいが、さらに次の理由によってそれよりもやや年代を下げることができよう。

この9行本二集にはともに版心下方に刻工名（畚、青、十六等）および「萬曆三年補」5字を刻した葉をもつ万曆三年（1575）の補刊本がある<sup>87</sup>。傅増湘が朱校本についていう「有補版」もそれであろう。これは音辯本にもある。このことは重要な手掛かりを与えてくれる。まず同年の補刻が二集にあるということは原刻の9行本二集が同一書坊による合刊本であったことを証する。また、9行本は版木が万曆三年まで使用され続けたために劣化して補刻が必要になったのであり、仮に9行本の初刻を大火の数年後とすればその間は七〇余年にもなるが、版木の一般的な耐用年数から見て補刻までそれほど経っていないであろうし、実際に補刻部分は二集共に極めて少なく、数葉に止まる。そこで万曆により近いと推測される。

次に、王重民が「前本誤字，此本均不誤，蓋從宋、元本出也」と指摘するよ

志集成・省志輯・福建⑩』鳳凰出版社等2011年）総巻1『通紀』巻8「明」（11a）に「（弘治）十二年十二月：建陽縣書坊火，古今書板皆灰燼。……以上『（明史）五行志』（p73下）。

<sup>84</sup> 中国では「宋体字」と呼ばれて来たが、張秀民（韓琦増訂）『〔増訂版〕中國印刷史（上）』（浙江古籍出版社2006年、p365；初版1989年）、繆詠禾『中國出版通史（5）明代卷』（中国書籍出版社2008年、p268）は実態に合わないため、日本に倣って「明体字」「明朝字」と呼ぶべしとする。

<sup>85</sup> 竹村真一『明朝体の歴史』（思文閣出版1986年）p77、大木康『明末江南の出版文化』（研文出版2004年）p69。

<sup>86</sup> 張秀民（韓琦増訂）『〔増訂版〕中國印刷史（上）』（浙江古籍出版社2006年、初版1989年）p379、福建省地方志編纂委員會『福建省志・出版志』（福建人民出版社2008年）p2、p301。

<sup>87</sup> 音辯本は台湾中央圖書館#09754「明刊本」（p133）、朱校本は『中國古籍善本總目』#797・#798（p1200上）「明刻萬曆三年重修本」、北京図書館#10210「明刻萬曆三年重修本」（p2051）、台湾中央圖書館#09705「明初葉刊萬曆間修補本」（p113）。

うに、13行23字から9行18字に改版したならば、一般的には誤字が多くなるのだが、9行本の誤字は部分的に正されている。詳しくは後文で考察するが、正徳十年（1515）には福建提学副使劉玉による校正本が出るが、この9行本には劉玉本と同じ校正箇所が存在し、劉玉の底本はこの9行本ではない。音辯本の「負」（巻1葉1a）、朱校本の「而西去者」（巻1葉1b）に作るのがその顕著な例である。ただし「此本均不誤」ではなく、「音」を「音」（劉禹錫「序」）に、「賤」を「戔」（巻1葉1a）に作るなど、新たな誤字が多く発生している。いっぽう誤字ではないが、「正統戊辰善敬堂刊」13行本の文字が異体字に改められている。音辯本の「賢」（「姓氏」）を「賢」に<sup>88</sup>、「恩」（巻1葉1a）を「恩」に作るのがそれである。異体字の中には俗字も少なくないが、古体字に改めているのも9行本の特徴であり、古体字を好んで用いるのは「明中葉以後」「嘉靖間の風気」<sup>89</sup>である。

以上の理由によって9行本の刊刻は正徳十年以後、嘉靖年間（1522-1566）に求めたい。

しかし最大の謎は木記「正統戊辰善敬堂刊」の存在である。嘉靖年間の刊か成化・弘治・正徳の間の刊であるかを問わず、「正統戊辰」から半世紀あるいはそれ以上後にあつて、なぜ「正統戊辰善敬堂刊」と称しているのか。木記は版權を示して刊行の正当を主張するものであり、また版本の正統を保証するものでもある。先に見たように、13行本は「正統戊辰善敬堂刊」であつたが、後に叛乱によって刊語・木記の削除を余儀なくされ、あるいは他の書坊によって改竄されたものが多く出回るようになり、かつ正徳十年以後には善敬堂刊13行本と類似の校定本も出るようになっていた。そのような状況下にあつて本来の版權の所在を主張する必要がある、木記「正統戊辰善敬堂刊」を刻したのではなかろうか。

やはり推測の域を出ないが、少なくとも次のように定説を訂正することはできる。今日でもこの9行本は音辯本を木記によって正統十三年刊本、いっぽう朱校本は明刻本・明初刻本と鑑定されているが、この両本は同一書坊の同時期の刊行、つまり合刊本である。また、13行本と9行本の同一木記「正統戊辰善敬堂刊」をそのまま解釈すれば、同一書堂が同時に行款のみを替えた二種類の

<sup>88</sup>『集韻』巻3「平三・先韻」の「賢」に「古作賢」。

<sup>89</sup>葉德輝『書林清話』巻7「明時官刻書只准翻刻不准另刻」（広陵書社2007年）「明許宗魯刻書用説文體字」・「明刻書用古體字之陋」（p153）。

版本を、しかも字様を変えて出したことになるが、実際には9行本は正統十三年刊13行本に校訂を加えたもので、正徳十年以後、恐らく嘉靖年間の重修である。

### 明初王氏善敬堂（？）刊20巻13行26字本

『柳』音辯本に20巻本（E類）の小字本（13行26字、版心粗黒口：19.4×12.9）も巻数・版式・行款等が他にない特徴的であって『韓』朱校本にも20巻本で版式・字様等を同じくするものがある<sup>90</sup>。これも合刊本と断定してよい。ちなみに他の合刊本は音辯本が正集43巻・別集『非國語』2巻・外集1巻・附録1巻、朱校本が正集40巻・外集『順宗實録』10巻・遺文1巻・集傳1巻であるが、20巻本は音辯本・朱校本ともに正集を20巻に揃え、正集以外を音辯本が別集1巻・外集1巻・附録1巻、朱校本が外集1巻・遺文1巻・傳1巻に改編されている。

年代についてはまた諸説ある。管見によれば、早くは孫星衍（1753-1818）が『昌黎文集』四〇巻の「朱子考異，王留耕音釋」本で「一宋刊本，一元重刊本，一宋刊廿巻本」を、『増廣註釋音辯柳先生集』四三巻でも「一宋刊本，一宋〔元？〕重刊本，一宋刊廿巻本」<sup>91</sup>を挙げて、20巻本は二集とも宋刊とする。また後に楊守敬（1839-1915）が「元人刻書字體皆趨圓潤，此刻字體純是南宋格，又紙質堅而薄，是宋閩地所産，元明人無之」と鑑定して「明代翻刻，訛誤宏多，然則此當『柳集』之祖本可矣」とまで評価し<sup>92</sup>、また邵章（1872-1953）も「元小字二十巻本」としたが<sup>93</sup>、『中國古籍善本總目』・『國家珍貴古籍名録』等、今日では明刊本とするのが定説となっている。ただし音辯本20

<sup>90</sup> 音辯本は『第二批國家珍貴古籍名録圖録（7）』#05392-05394「明刻本」（p268）、北京図書館#5066「明刻本」（p2064）、台湾・中央図書館#09755「明刊本」（p133）、日本・内閣文庫#315-3「明刊」（p329上）。台湾・故宮#012266存11巻「明初建刊」も二〇巻本。朱校本は『第二批國家珍貴古籍名録圖録（7）』#05333「弘治十五年王氏善敬堂刻本」（p256）、『第三批國家珍貴古籍名録圖録（5）』#08761「弘治十五年王氏善敬堂刻本」（p291）、北京図書館#15243・#6059「明刻本」（p2052）、台湾・中央図書館#09706「明建刊本」（p115）、台湾・故宮#006084「明建刊」。

<sup>91</sup> 『孫氏祠堂書目内編』（嘉慶五年1800）巻4（上海古籍出版社2008年p603）。

<sup>92</sup> 楊守敬『日本訪書志』（光緒二三年1897）巻14「増廣註釋音辯唐柳先生集二十巻附別集外集附録：南宋刊本」10a。

<sup>93</sup> 邵懿辰（邵章續録）『增訂四庫簡明録標注』（光緒三四年1908年）15「別本韓文考異」の「續録」（上海古籍出版社1979年p659）。

卷本を単に「明刻本」とするが<sup>94</sup>、朱校本20卷本の方は「弘治十五年（1502）王氏善敬書堂刻本」とする<sup>95</sup>。合刊本である以上、二集共に同年の所刊であり、そこで弘治十五年刊であるならば、これこそ大火の直後に王氏善敬堂が再興を果して刻したものであることになる。しかし、「弘治十五年王氏善敬書堂刻本」と断言するのはそれを告げる刊語・牌記の類があつてのことと思われるが、筆者による現時点での調査の限りでは、20卷本の二集ともそのようなものも、また削除の痕跡も見当たらない<sup>96</sup>。なお、弘治十五年は壬戌であつて先の本記「歳舍戊辰」を誤つたのでもない。この説の初出は未詳であるが、すでに楊昭和（1830-1875）『海源閣書目』に「明本朱文公校昌黎先生文集二十卷外集一卷遺文一卷：……弘治十五年王氏善敬書堂刻本。佚名朱筆批點」<sup>97</sup>と見え、やはり牌記等の言及はない。

そこで単に「明刻本」とするのが最も無難ではあるが、やや限定して明代初期に求めてよからう。ちなみに『總目』・『名録』では具体的な年代が不明の場合、「明刻」と「明初刻」の二種類を使い分ける。実物を手にした楊守敬は字様・紙質からこの音辯本を南宋刊であると断言するが、屈万里（1907-1979）等は朱校本20卷本を「字體似元槧，而筆力懈弱，當是明初葉建安坊肆所刊」<sup>98</sup>と鑑定する。楊氏がいう「明代翻刻，訛誤宏多」はその通りなのであるが、この20卷本に訛誤が少ないわけではない。巻1葉1a冒頭の「臣宗元言：臣負罪竄伏」の「負罪」を「員罪」に作る近形による単純な誤字はその顕著な例であり、また朱校本も巻1葉1a行10の「白鳥」を「白鳥」に作るなど、20卷本も「明

<sup>94</sup>『中國古籍善本書目（集部）』#1517-#1518（p131）、『（稿本）中國古籍善本書目（集部）』#991-#992（p1207上）、『中國古籍善本總目（集部上）』#991-#992（p1207上）、『第二批國家珍貴古籍名録圖録（7）』#05392-#05394（p268）。

<sup>95</sup>瞿冕良『中國古籍版刻辭典』（齊魯書社1999年）「善敬堂」（p596）、『中國古籍善本書目（集部）』#1362-#1364（p115）、『（稿本）中國古籍善本書目（集部）』#799-#801（p1200上）、『中國古籍善本總目（集部上）』#799-#801（p1207上）、『第二批國家珍貴古籍名録圖録（7）』#05333（p256）、『第三批國家珍貴古籍名録圖録（5）』#08761（p291）。

<sup>96</sup>『圖録』には多く収めるが本記の書影もなければ、刊記の言及もない。また、実際に調査した朱校本20卷本の台湾中央図書館蔵本#09706・北京図書館蔵本#15243・#6059にも、音辯本20卷本の日本・内閣文庫#3410・台湾中央図書館蔵本#09755・北京図書館蔵本#5066にも刊記の類はない。

<sup>97</sup>王紹曾等『訂補海源閣書目五種（下）』（齊魯書社2002年）所収（p1012）。

<sup>98</sup>屈万里『普林斯頓大學葛思德東方圖書館中文善本書目』（台湾・藝文印書館1975年）「朱文公校昌黎先生文集二十卷外集一卷集傳一卷遺文一卷」（p415）。王重民『中國善本書提要』（上海古籍出版社1983年）も屈氏説を支持して朱校本20卷本を「明初刻本」（p504）とする。

代翻刻、訛誤宏多」と大差はない。楊守敬が「『柳集』之祖本」というのは南宋劉欽序45卷12行本の存在を知らなかったからなのであるが、しかしたしかに元刻本に近い点もある。紙質の鑑定は今措くとして、20巻本が「姓氏畢」を有することや「目録」が「附録」で終わる等の特徴および字様はむしろ正統十三年善敬堂刊本よりも前に当たる音辯本C類に近い。「弘治十五年王氏善敬書堂刻」の木記等があれば、弘治十二年の大火で正統十三年善敬堂刊本（F類）の版木を焼失した後に、旧本C類を得てそれに拠って重修したと考えねばならないが、ならばむしろ「正統戊辰善敬堂刊」の旧本に拠ったはずである。この20巻本は弘治十五年ではなく、それ以前にあり、しかもC類の類似とF類との相違を勘案すれば、正統十三年以前の成立であろう。そこで現時点では「明初」刻本と考えておく。

この20巻本には補刻本がある。現存する数部を観る限り、正集と別集以下とで明らかに異なる。正集の字体はやや右上がりになる傾向が認められるが、別集以後の多くの葉にはこれが消え、かつ外集・附録に墨釘が夥しい<sup>99</sup>。先に注意した正統十三年善敬堂王宗玉の刊記に「舊板漫滅，續集遺闕，讀者憾焉。本堂廣求，訪到善本，卷集全備」と「柳文舊無善本，今得諸名公增廣註釋音辯，極為明備」、音辯本は「續集」を欠いて善本がなかったというのに符合する。この20巻本が正統十三年以前の明初刊であるならば時間的にも矛盾しない。これが王氏善敬堂の「舊板」ではなかったか。

### 明初刊13行23字～26字本

音辯本に明初王氏善敬堂（？）刊20巻本（E類）と極めて近い版式をもつ「明刻本」<sup>100</sup>がある。版心粗黒口、19.6×13.2の小字本であるが、ただ43巻本であって「目録」でもそのようになっており、かつ「行字不等」<sup>101</sup>、正確に言えば、巻1・巻2と別集・外集は26字で20巻本と同じ、巻3から巻43までは23字で43巻本と同じである。しかも巻1葉1では「負」を「員」に誤る特徴まで同じである。しかし字様は全体的に粗笨であり、「畢」を「必」（巻首「姓氏」末）、「熬」を「熬」（巻1葉1a行7）、「惡」を「惡」（行7）、「鏗」を「鏗」（行13）に作

<sup>99</sup> 北京図書館#5066「明刻本」（p2064）。台湾・中央図書館#09755「明刊本」（p133）は同版であり、「目録」には外集・附録・遺文遺詩を記すが、現蔵本ではこの部分を欠く。

<sup>100</sup> 『中國古籍善本總目』#988（p1206下）、『第三批國家珍貴古籍名録圖録（6）』#08789「明刻本」「蘇州書圖館藏」（p5）。蘇州図書館古籍部蔵#094-13-281（137-1676）『唐柳先生集』。

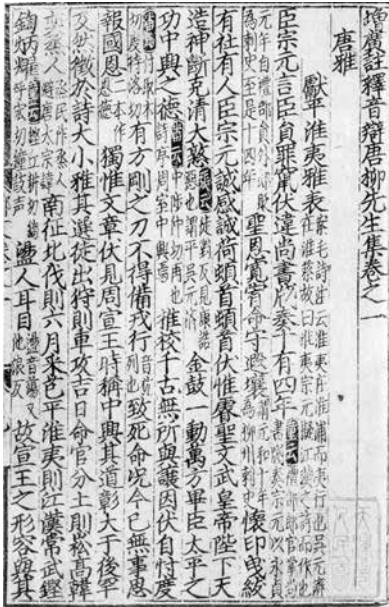
<sup>101</sup> 『第三批國家珍貴古籍名録圖録（6）』#08789「明刻本。……行字不等」（p5）。



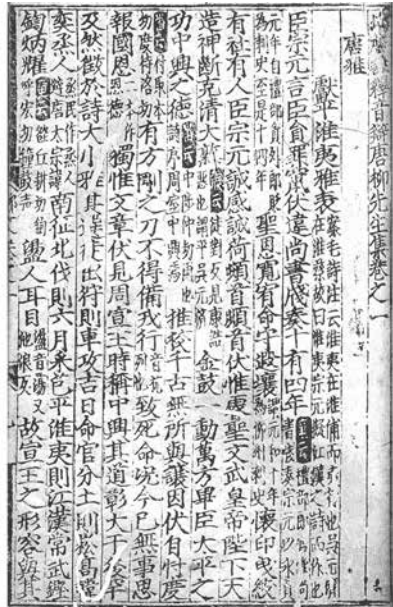
るなど、誤字・俗字も多い。20巻本を底本として43巻本に改編再刻したのではなからうか。朱校本ではまだ同様の版式の存在を確認するに至っていないが、底本の20巻本がすでに合刊本である以上、同様の版本があってもよい。

正徳十年（1515）福建布政司刊劉玉校定13行本【D】

音辯本13行本の一つ（K類）に正徳十年（1515）の劉玉「重刊柳先生文集跋」を有する13行本（18.5×12.5）があり<sup>102</sup>、「跋」に『韓集』之刻既成，再踰月，『柳集』亦成」という。書題は『増廣註釋音辯唐柳先生集』であり、版心の下象鼻中に刻工名（白文）を記している。これまでにない特徴である。やはり『朱文公校昌黎先生集』の一本にもこれと同じ版式、つまり13行23字本で刻工名が記



音辯本20巻13行26字



音辯本43巻13行23字~26字

<sup>102</sup> 都立図書館#7922に劉玉「跋」あり。台湾・中央図書館#09752「明覆元刊本」（p132）、故宮博物院#故観002247「明坊刊」は劉「跋」が欠落していたと思われるが、劉「跋」本と字様・版面状態・刻工名が同じ。

されている13行本（18.7×12.5）があり<sup>103</sup>、しかもその中で陸二・陸四・陸豹・六七・六四・王伯福（王伯）・王仲元（王仲）・鄭一・元升・青五・袁・記・礼・文など、多くの名が共通する。明らかに合刊本である。「明代大徳嘉靖間建陽刻工人名表」を参照。複数の書に重複して見えるもののみを示した。注目したいのは他書中に見える刻工との関係である。

明代大徳 嘉靖間建 陽表	陸豹	陸二	陸四	六 七	六 四	王 伯 福	王 仲 元	鄭 一	范 元 升	青 五	袁 璉	袁 仁	記	礼	文	劉 四	張 春	吳 春	吳 達	陳 金 郎	王 英	李 文 英	蔡 福 應	范 元 壽	吳 道 元	葉 榮	楊 壽	鄭 彥 貴	葉 雄	余 選	余 鉄 隆		
正徳10年 劉玉校正	柳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
朱文公集	○		○						○		○					○	○					○	○			○			○	○	○	○	
嘉靖13年 安正堂	柳								○												○	○	○	○	○	○	○						
建寧府志	○																			○								○	○	○	○	○	

劉玉校正本二集に共通する刻工の中で陸豹・陸四・（范）元升・（袁）璉等は『晦菴先生朱文公文集』嘉靖十一年（1532）福建按察司刊本<sup>104</sup>にも、陸豹は『建寧府志』嘉靖二〇年（1541）建寧府刊本にも、さらに『柳』の劉四や『韓』の張春は『朱文公文集』にも見える。また『柳』の金郎は『府志』の陳金郎ではなかろうか。「嘉靖13年安正堂」刻本については後述。

校正に当たった「廬陵（吉州吉安）劉玉」は、建陽の書坊ではなく、「字咸栗，萬安（吉州萬安）人」で、福建提学副使として「正徳中任」であった<sup>105</sup>。劉玉「跋」に見える「侍御公作其始，……侍御公張氏，名景暘，山陰世家」は、「字廷宝、山陰人、弘治十二年進士」<sup>106</sup>、福建巡撫監察御史に「正徳中任」<sup>107</sup>。正徳十三年から十五年まで潮州知府になっているから、それ以前であり、劉玉

<sup>103</sup> 台湾・中央図書館#09695「明刊明修本」（p114）、#09696「明刊明修本」（p114）および#09692「明正統戊辰書林王宗玉刊本」（p116）中の配補（巻14～巻17）部分。また、『第二批國家珍貴古籍名録圖録（7）』#05324-05327「明刻本」（p253）の版面状態もこれと一致する。

<sup>104</sup> 『第二批國家珍貴古籍名録圖録（8）』#05667-05668『晦庵先生朱文公文集』（p50）、『第三批國家珍貴古籍名録圖録（6）』#08914（p101）。四部叢刊初編本はこれ。

<sup>105</sup> 何喬遠『〔崇禎〕閩書』巻48「文蒞志・皇朝」に「劉玉：字咸栗，萬安（吉州萬安縣）人。祖廣衡……玉弘治九年進士，除知輝縣。召為監察御史，極論太監劉瑾罪惡，忤旨，下吏罷歸。瑾敗，起河南僉事，陞福建提學副使。先德行，崇名檢，閩人祀之三山」（福建人民出版社1995年p1221）。

<sup>106</sup> 『〔嘉靖〕潮州府志』（嘉靖二十六年（1547）郭春震纂修）巻5「官師志」9a（『日本藏中國罕見地方志叢刊（29）』書目文獻出版社1991年p224上）。

<sup>107</sup> 何喬遠『〔崇禎〕閩書』巻45「文蒞志・皇朝」p1141。

「跋」にいう正徳十年の在任に合致する。また、「方伯公相其成。……方伯公胡氏，名韶，鄱陽世家」は、字は大慶、成化二〇年（1484）進士、正徳八年九月に広東右布政使から福建左布政使に異動している<sup>108</sup>。

幸いにも「明代前期と中期」<sup>109</sup>における全国の出版状況を伝える周弘祖（嘉靖三八年1559進士）<sup>110</sup>『古今書刻』が伝存しており、その上編に録する「福建」「布政司」の刻本に「『醫林集要』、『醫方選要』、『韓柳文』」<sup>111</sup>等が見える。この『韓柳文』が劉玉校正本にちがいない。『醫林集要』は『醫林類證集要』重刊本10巻「正徳十年胡韶刻」<sup>112</sup>の略称、「胡韶」は福建左布政使胡韶である。『古今書刻』の成立年代は未詳であるが<sup>113</sup>、周弘祖は隆慶二年（1568）に福建提学副使となっている<sup>114</sup>。

本書の特徴は校正本である点にある。弘治十二年（1499）十二月に発生した建陽書林大火の後、経伝子史等の有益の書は提学官による校正が開始されるが、劉玉が福建提学副使の任にあつて二集を校正したのはその十五年後のことである。『韓』『柳』は有益なる諸子の書として校正の対象となったものと思われる。たとえば朱校本の巻1葉1a行12「見行有籠白鳥、白鸚鵡而西者號於道曰」で、劉玉校正本が「西者」を削って「西去者」に作っているのが校正された部分である。2字分に3字を詰めているため、その字は細くてやや小さく、よく目立つ。おそらく部分的に埋木して再刻したものであろう。「有……而西者」では文意がわかり難く、そのために「西去者」に敷衍したのではない。方崧卿『舉正』・朱熹『考異』やそれに基づいた王伯大の朱校本系統では全て「西者」に作って異文を挙げないが、蜀本『昌黎先生文集』・『音註韓文公集』や建安魏氏刻『五百家註音辯昌黎先生文集』等、すでに南宋本に「西去者」に作るものがあり、劉玉はこれらに拠って校正したに違いない。善敬堂重刊正統十三年刊9行本も「西去者」に作っているが、これは劉玉校正本に始まる。9行本

<sup>108</sup>『明武宗實録』巻104（台湾・中央研究院歴史語言研究所1966年影印、p2135）。

<sup>109</sup>方彦寿『建陽刻書史』（中国社会科学出版社2003年）p243。

<sup>110</sup>繆詠禾『明代出版史稿』（江蘇人民出版社2000年）に「約1529-1595」（p508）。「1595」年は万曆二三年。

<sup>111</sup>『百川書志・古今書刻』（上海古籍出版社2005年）p359。

<sup>112</sup>『第二批國家珍貴古籍名録圖録（6）』#04597（p205）。

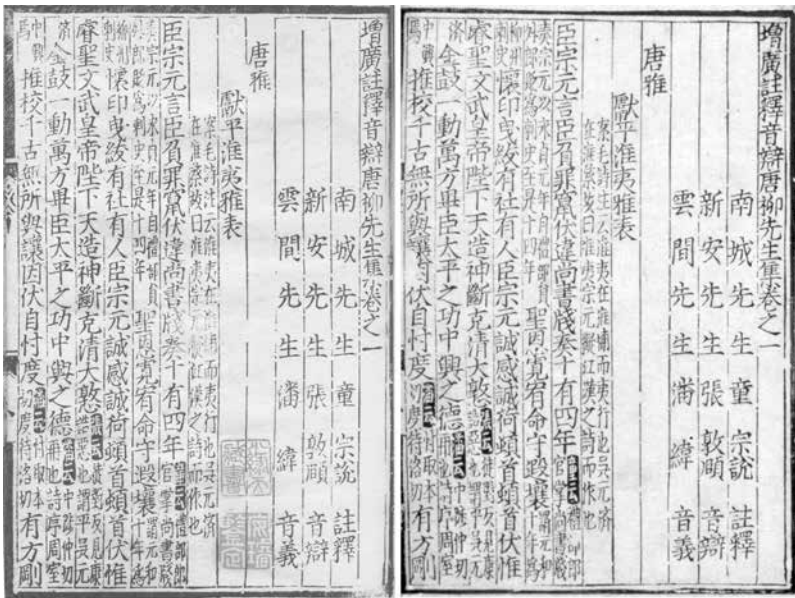
<sup>113</sup>謝水順『福建古代刻書』（福建人民出版社1997年、p234）は『古今刻書』を「萬曆年間」（1573-1619）の撰とする。

<sup>114</sup>『明史』巻215「周弘祖傳」（中華書局1974年）p5677。

を嘉靖間刊と推定する所以である。また、この版の特徴の一つに王伯大「序」の末に「査韻無幼字，疑作切字」という小字夾註がある。これも他版に見られないものであり<sup>115</sup>、校正段階で加えられたものと思われる。

### 明代中葉刊：劉玉校正本の底本【E】

劉玉校正本は基本的には先に見たⅣ段階に属するものであり、底本となったのは正統十三年王氏善敬堂刊13行本系統であるが、劉玉本に極めて近い版本があり、劉玉本はそれを使って重修していると思われる。



劉玉校正本底本(?)

劉玉校正本

<sup>115</sup>『域外漢籍珍本文庫(2)集部』(西南師範大学出版社、人民出版社2011年)に早稲田大学蔵本を収めて「提要」に「元後至元七年(一三四一)日新書堂刊本」というが、これには「至元辛巳日新書堂重刊」の木記などはなく、またそれを有する山東省博物館蔵本と明らかに異なり、版式・字様・版面状況をはじめ、王伯大「序」末の音註、「西去者」3字に作る点など、すべて劉玉本と合致する。他に『第二批國家珍貴古籍名錄圖録』#05324-05327等「明刻本」、台湾中央圖書館#09701・#09698・#09694・#09695・#09696等「明刊本」も「西去者」3字に作る。早稲田本は「珍本」などではなく、広く流布した平凡な一本である。李漢「序」末の書林王宗玉の刊記がないために通行の四部叢刊本とは異版と考えて安易に至元七年日新書堂刊本に求めてしまったのであろう。

多くの書目が単に明刻本と鑑定する朱校本の中に、版式・字様は固より、版框（18.4×12.5）・版面状態に至るまで劉玉校正本と合致するものがある<sup>116</sup>【E】。しかし巻1葉1a行12では「西者」に作り、劉玉校正本のように「西去者」に改められていない。

音辯本の方でも今日「劉玉刻本」と鑑定されるものも二種類に分けられる。『中國古籍善本總目』は残本を含む9部の「正徳十年張景暘、胡韶、劉玉刻本」の所在を記載し<sup>117</sup>、「國家珍貴古籍名録」には第四批（2013年）の時点で4部がリスト入している<sup>118</sup>。「正徳十年張景暘、胡韶、劉玉刻本」は劉玉「重刊柳先生文集跋」に拠る鑑定と思われるが、9部中の1部である国家図書館（旧名北京図書館）蔵本については『北京圖書館古籍善本書目』（p2063-2064）にそのような著録はなく、また『國家珍貴古籍名録圖録』に掲げる2部の巻1葉1aと同版のものが北京図書館蔵#9861「明刻本」（p2064）であるが、劉「跋」もなければ刻工名も見当たらない<sup>119</sup>。少なくともこれら3部は、刻工名を有する劉玉校正本の特徴でもある版心の黒口や版框が太い点は似ているが、版面状態は一致せず、字様も微妙に異なる。字様の相異は「南」（行2）・「臣」（行8）・「武」（行11）等に顕著である。また、全体的に刻工名本よりも字体が右上がりであり、かつより均斉がとれている。明らかに劉玉校正本ではない。劉玉が「重刊」というのはこれに拠って翻刻したのではなかろうか。

これらの特徴によって二版の先後関係は明らかであるが、底本と推定される旧版の年代を特定することは難しい。劉玉の跋には「竊惟二先生文章大家，昔人病其殘缺，緝之惟艱」という。正統十三年からは70年近く経っているが、大

<sup>116</sup> 北京大学図書館#8295「明刻本」（『北京大學圖書館藏古籍善本書目』北京大學出版社1999年、p416）、台湾中央図書館#09698・#09694・#09701「明刊本」（p114）。

<sup>117</sup> 『中國古籍善本總目』#985-#987「正徳十年張景暘、胡韶、劉玉刻本」（p1206下）。

<sup>118</sup> 『第二批國家珍貴古籍名録圖録（7）』#05395-05397「正徳十年張景暘、胡韶、劉玉刻本」（p269）、『第四批國家珍貴古籍名録圖録（4）』#10600「正徳十年張景暘、胡韶、劉玉刻本」（p129）。名録#05395西南大学図書館蔵本には「年譜一卷」があるといい、『總目』#985（p1206下）7部中の西南師範学院図書館蔵本がそれであると思われるが、#985には「年譜」がない。「年譜」を有するものは『總目』#987上海図書館蔵本のみであるが、「年譜抄配」という。

<sup>119</sup> これと版面状態が同じものに台湾・故宮#贈善003563「元建陽書坊刊本」（『沈氏研易樓善本圖録』国立故宮博物院1986年、p135）、『慶應義塾大学附属研究所斯道文庫貴重書蒐選圖録解題』（汲古書院1997年）#115「明刊」（図版p175、解題p132下）がある。いずれも劉玉「跋」はない。

火からは16年しか経っておらず、大火以後「病其殘缺」であっても「昔」といえるかどうか。ただし字様は嘉靖間（？）善敬堂重修正統十三年刊9行本とは全く異なっており、正統十三年刊本系統の方により近い。阿部博士が「字様が固みを増し、粗黒口もやや太さを増して、正統一三年より刊刻が降ることを如実に示している」<sup>120</sup>とされるものはこの版である。また、劉玉底本（？）音辯本の巻首「姓氏」葉の版面状態は正統十三年刊本と異なり、四部叢刊本と同一であり<sup>121</sup>、四部叢刊本は正統十三年刊本の後に部分的に改刻・補配されたものであった。そこで現段階では幅をもたせて正統十三年後、弘治十二年前の間、明代中葉と考えておくのが穏当であろう。

### 明代中葉刊本【F】【G】

その他、管見の及ぶ所では、正統十三年から弘治十二年の間の刊刻と推測される朱校本が少なくとも二種類ある。

一つは、阿部博士が正統十三年刊本「よりさらに字様の元風が崩れ明様式に転化している」「明前期刊」<sup>122</sup>とされるものである（19.6×12.6）【F】<sup>123</sup>。なお、先に筆者が劉玉校正本の底本と考えたものはこれより「さらに字様が拙劣になっている。かなり後印本」<sup>124</sup>と鑑定されている。正統十三年刊本の覆刻本であり、字様の相異は巻1葉1aでは「以」「今」「與」「鳥」「歸」「始」「烏」等に比較的よく現れているが、より顕著であるのは第3行「宋莒公云」から第6行までの註文であり、大小の均衡が崩れており、かつ文字も全体的に正統十三年刊本よりもやや大ぶりである。

さらに、これらとは別の朱校本がある【G】<sup>125</sup>。同じく正統十三年刊本系統に属しているが、巻1葉1aの第3行以下の註文中で「凡集外別有目錄一卷」を「凡集別有目錄一卷外」に誤るのによって判別は容易である。字様も微妙に異なっており、第3行以下の註文はやや大きく、全体的に右肩上がりになる傾向

<sup>120</sup> 『慶應義塾大学附属研究所斯道文庫貴重書蒐選圖録解題』「解題」（p132下）。これと比較して「ただし四部叢刊本の本文は明正統一三年刊本で、首目の部分が補配されているらしい」とされるが、前述したように、補配は首目だけでなく、正集にも及んでおり、正統十三年刊本と全て同版であるのではない。

<sup>121</sup> 『慶應義塾大学附属研究所斯道文庫貴重書蒐選圖録解題』#115（図版p175、解題p132下）。

<sup>122</sup> 阿部隆一『〔増訂〕中國訪書志（3）』（汲古書院1983年）p551下。

<sup>123</sup> 台湾・中央図書館#09693「明初期刊本」（p115）。また、#09699「正統戊辰書林王宗玉刊本」（p117）も版面状態から見てこれと同版である。

<sup>124</sup> 阿部隆一『〔増訂〕中國訪書志（3）』（汲古書院1983年）p552上。

<sup>125</sup> 台湾・故宮#平図009348「明初建刊」。

がある。字様は劉玉本およびその底本と推定される一本よりも【F】に近い。巻1葉1aでは「以」「歸」「始」「烏」「土」等に比較的顕著に現れている。字様および字間・行間の全体的な乱れからいえば、【F】は【G】から生まれない。つまり、【F】が先、【G】が後であり、【F】は正統十三年刊本よりも後刻である。

これらの朱校本も音辯本と合刊された可能性があるが、どの音辯本に当たるのか。あるいは正統十三年刊本系統に属す未発見の音辯本があるのかも知れない。

### 京本校正10行本と嘉靖十三年（1534）建陽劉氏安正書堂刊10行本

音辯本の系統に『京本校正音釋唐柳先生集』（L類）と題する10行24字・版心白口（18.9×12.4）がある<sup>126</sup>。13行本・9行本や20巻本はいずれも黒口本であった。書名がやや異なり、版式もかなり異なる点に特徴があるが、やはり『朱文公校昌黎先生文集』にも同じ版式（18.9×12.7）にして「京本」を冠した異本が存在する。ただし現存する朱校本「京本」は巻3以後であるらしい。天津図書館蔵本がそうであり<sup>127</sup>、また葉德輝（1864-1927）蔵本も『朱文公校昌黎先生文集』四十卷『外集』十卷『補遺』一卷：巻三以下大題上或標以“京本”二字。白口本。版心刻“韓文一”至“四十”等字。半葉十行，行二十四字<sup>128</sup>であった。現在、ハーバード大学所蔵『朱文公校昌黎先生文集』中の一本に印記「葉德輝煥彬甫藏閱書」を有するものがあるが<sup>129</sup>、書目には「佚去姓氏第五頁<sup>130</sup>、卷二十三祭文第三頁。又佚去牌記」というのみで「“京本”二字」については言

<sup>126</sup> 『第二批國家珍貴古籍名錄圖録（7）』#05400「明刻本」（p271）、『第三批國家珍貴古籍名錄圖録（6）』#08790「明刻本」（p6）、沈津『美國哈佛大學哈佛燕京圖書館中文善本書志』（上海辭書出版社1999年）#1123「明刻本京本校正音釋唐柳先生集」（p626）、刻工名を記す。「序」・「目録」では『京本唐柳先生文集』、「諸賢姓氏」では『京本註釋音辯唐柳先生集』、毎巻首行では『京本校正音釋唐柳先生集』と称す。

<sup>127</sup> 李國慶『明代刊工姓名索引』（上海古籍出版社1998年、p402）によれば「津圖」天津図書館蔵本「嘉靖間刻本」は巻3以下の首題に「京本」が冠せられている。ただし『天津圖書館古籍善本書目（中）』（國家圖書館出版社2008年p447）、『天津圖書館古籍善本圖録・定級圖録』（天津古籍出版社2009年p64）及び『中國古籍善本總目』#802等（p1200上）、『第三批國家珍貴古籍名錄圖録（5）』#08759（p289）の天津図書館蔵朱校本（10行、白口、有刻工）は「嘉靖十三年安正書堂刻本」として「京本」については言及がない。天津蔵本で「京本」を冠する巻は3、4、5、8、9、10、23、24、25、28のみ。また牌記はなし。

<sup>128</sup> 葉德輝『卮園讀書志』巻7（上海古籍出版社2010年、p347）。

<sup>129</sup> 沈津『美國哈佛大學哈佛燕京圖書館中文善本書志』（上海辭書出版社1999年）#1111「明嘉靖建陽縣刻本朱文公校昌黎先生文集」（p621-622）。

<sup>130</sup> 「姓氏第五頁」とは巻首第5葉の「姓氏」全1葉のことと思われる。

及がない。「京本」の有無、所在巻を含み補配本か否か、実査に俟つしかないが、いずれにしても二集とも「京本」を冠する同版式のものがあったことは確かである。また、この二集にも刻工名が刻されており、その内、范元寿・范元升・呉道元・王英・李文英・葉榮等はこの二集に共通して見える<sup>131</sup>。ただし音辯本では刻工名は正集ではなく、別集以後に集中する。

この「京本」を冠する二集は同版式にして同一書坊による同一時期の刊、合刊本であると見做してよい。しかし年代については諸説がある。

「京本」音辯本について、『中國古籍善本總目』や「國家珍貴古籍名録」は単に「明刻本」とするが、傅增湘が「明初刊本，十行二十四字，白口，四周雙闌。此本譌誤寔多，非善本也」<sup>132</sup>といい、さらに祖同(?)も「明本柳文以濟美堂本為善，此乃嘉靖以前翻元代者，較諸原刻殊有遜色，且有顛倒繆訛，更不足重，……不得已並購之，聊實吾架」<sup>133</sup>という。やや幅があるが、二氏の説は嘉靖以前という点で一致している。いっぽう「京本」朱校本について葉德輝も「審其字體紙墨，似成，弘以前刻，非嘉靖以後刻也。其本即出于南宋麻沙書坊本，并與『柳集』合刻。『柳集』余見之，亦出麻沙本，惜皆無序跋題識，故不知刊刻年月」<sup>134</sup>という。つまり諸氏の説は「京本」二集とも嘉靖以前という点で一致している。

この説を補足すれば、「京本」音辯本の「譌誤寔多」「顛倒繆訛」とは、巻1葉1の「負」を「員」に、「慙」を「熬」に作る単純な誤りがその一例であるが、これらの誤字は20巻本の重修本（行字不等）と同じである。版式が相違するにもかかわらず、他版に見えない同じ誤字があるということは踏襲しているのであり、版本が同じ系統に属することを示している。先に20巻本を明初刊と推定したが、この系統であるというは三氏の説に矛盾するものではない。

しかし同版式の朱校本に木記「嘉靖甲午（十三年）孟夏安正書堂重刊」（「序」

<sup>131</sup> 沈津『美國哈佛大學哈佛燕京圖書館中文善本書志』#1111「明嘉靖建陽縣刻本朱文公校昌黎先生文集」(p621)・#1123「明刻本京本校正音釋唐柳先生集」(p626)、李國慶『明代刊工姓名索引』#676 (p402)・#693 (p404)。

<sup>132</sup> 『藏園訂補郎亭知見傳本書目』巻12下（中華書局2009年、p1027）。

<sup>133</sup> 北京図書館蔵本#5042『京本校正音釋唐柳先生集』「明刻本」(p2064)の「目録」末の余白に書き込まれた跋文。末に「庚寅（光緒十六年1890?）六月，祖同記」という。書目に言及がない。あるいは張祖同のことか。字は雨珊、長沙の人、同治元年（1862）の挙人。

<sup>134</sup> 葉德輝『郎園讀書志』巻7「朱文公校昌黎先生集」(p347)。



後)を有する一本があるといい<sup>135</sup>、『中國古籍善本總目』や「國家珍貴古籍名録」が「嘉靖十三年安正書堂刻本」とするものこの木記に拠っているはずである<sup>136</sup>。安正堂は明代著名な建陽の書坊で堂主は劉氏、正徳・嘉靖間は劉宗器<sup>137</sup>。この嘉靖刻本説を補足すれば、二集に共通の刻工名の多くが『晦菴先生朱文公文集』嘉靖十一年(1532)福建按察司刊本と、若干名が『建寧府志』嘉靖二〇年(1541)建寧府刊本や正徳十年(1515)福建布政司刊劉玉校定本と共通している<sup>138</sup>。しかし嘉靖間の刊刻であれば葉氏等の説に矛盾することになる。

葉氏蔵本は「四十卷、外集十卷、補遺一卷」「卷三以下大題上或標以「京本」二字」「無序跋題識、故不知刊刻年月」というから、巻首が欠落していた可能性があり、また巻2までは「京本」二字がなく、さらに「遺文」を「補遺」に作っているのも単純なミスではないかも知れない。また、刻工名は別集以下に集中しており、字様も正集とは明らかに異なる。いっぽう朱校本とはいえ、木記は巻首にあり(未確認)、字様も「京本」音辯本とは全く異なる。「京本」音辯本は横画がやや右上がりであり、斜めに上下する掠・磔が円曲を帯びて、全体的に毛筆の自然な筆勢に近いのに対して、朱校本は横画と縦画を直角に交差させ、掠・磔も直線的になって全体的に硬直な感じをあたえ、かつ横画は細く縦画は太くして対比させている、つまり正徳から嘉靖に形成されていった明朝体に極めて近い字様である。このような両者の字様の相違は素人目にも歴然としており、葉氏が誤るはずはない。葉氏が「審其字體紙墨、似成、弘以前刻、非嘉靖以後刻也」と鑑定するのは朱校本であるが、「卷三以下大題上或標以「京本」二字」の部分であろう。つまり版式を同じくするが、字様が明らかに異なる「嘉靖以前」「成、弘以前刻」「明初刊」と推定される「京本」と「嘉靖甲午孟夏安正書堂重刊」の二種類が存在した。ただし現存本では「京本」を冠する音辯本の正集と朱校本の巻3以後の正集が「明初刊」「嘉靖以前」であり、

<sup>135</sup> 方彦寿『建陽刻書史』(中国社会科学出版社2003年p318)。ただし「書林劉氏安正堂」の刻として書名を『韓文考異』に作る。

<sup>136</sup> 『第二批國家珍貴古籍名録圖録(7)』#05322-05323「嘉靖十三年安正書堂刻本」(p252)、『第三批國家珍貴古籍名録圖録(5)』#08758-08759「嘉靖十三年安正書堂刻本」(p289)。また台湾・故宮#009663「明刊」も版面状態が一致する。

<sup>137</sup> 葉德輝『書林清話』巻5「明人私刻坊刻書」(p110)、『福建省志・出版志』(福建人民出版社2008年、p30)は宣徳四年(1429)から万曆三十九年(1611)の近200年に及ぶとする。

<sup>138</sup> 李國慶『明代刊工姓名索引』#748「朱文公集」(p413)、『美國哈佛大學哈佛燕京圖書館中文善本書志』p621・p626、劉漢忠『柳宗元著作版本圖考』(廣西人民出版社2012年)p92。

「京本」音辯本の別集以後と朱校本の巻首から巻2までと外集以後が「嘉靖甲午孟夏安正書堂重刊」本による補配ではなからうか。

いずれにしても「京本」を冠する二集が存在したことは確かであり、それは「嘉靖以前」の合刊本であった可能性が高いが、これとは別の木記もあり、しかも複数あって問題をさらに複雑にしている。

### 嘉靖十三年建陽学校正本と應鳴鳳校正本

「嘉靖甲午孟夏安正書堂重刊」木記本と同版式でありながら集末の「遺文」尾に木記「嘉靖甲午年仲夏建陽縣校正發刊」を有するものがある。ハーバード大学所蔵本で「葉德輝煥彬甫藏閱書」印記本とは別の一本「明嘉靖建陽縣刻本朱文公校昌黎先生文集」<sup>139</sup>がそれである。また巻3以下に「京本」を冠する天津図書館蔵本には巻38・巻40の内題下に「賜進士第應鳴鳳校正發刊」とあり<sup>140</sup>、遼寧図書館も「嘉靖應鳴鳳刻本」を収蔵する<sup>141</sup>。『中國古籍善本總目』や『國家珍貴古籍名録』には見えない<sup>142</sup>。ちなみに巻3以下に「京本」を冠する葉氏蔵本は「其中間有譌字，余於讀時以朱筆改之。……此余於此本所以不厭百回讀也」、つまり葉氏は本書を愛読し、校勘も行なっているから熟知しているはずであるが、木記については一切言及がない。これほど愛読精査し仔細に著録しているにも拘わらず、木記の言及がないということはそのようなものがなかったのであり、さらに刻工名も刻されていなかった可能性が高い。ハーバード大学所蔵の複本「葉德輝煥彬甫藏閱書」印記本について書目に木記の言及がないのもそのためであろう。「巻3以下大題上或標以“京本”二字」といい、どの巻に「京本」が冠されていたのか未詳であるが、同版式の朱校本の方には、少なくとも巻首にA「嘉靖甲午孟夏安正書堂重刊」、巻38・巻40の内題下にB「賜進士第應鳴鳳校正發刊」、「遺文」尾にC「嘉靖甲午年仲夏建陽縣校正發刊」という三種類の木記があった。

この中でC「賜進士第應鳴鳳」とは、嘉靖十一年壬辰科殿試金榜第三甲賜同

<sup>139</sup> 沈津『美國哈佛大學哈佛燕京圖書館中文善本書志』#1111「明嘉靖建陽縣刻本朱文公校昌黎先生文集」(p621)。

<sup>140</sup> 李国慶『明代刊工姓名索引』の「津圖」蔵本 (p402)。

<sup>141</sup> 「擬入選第三批『遼寧省珍貴古籍名録』」(遼寧省文化庁2014年)「30238朱文公校昌黎先生文集四十卷外集十卷集傳一卷遺文一卷(唐)韓愈撰 明嘉靖應鳴鳳刻本 遼寧省圖書館」(p28)。

<sup>142</sup> 『東北地區古籍線裝書聯合目錄』(遼海出版社2003年)に拠れば遼寧図書館蔵の朱校本としては「明初刻本」(殘本)(p2493左)しか相当するものがない。

進士出身であり、建寧府甌寧県の知県として、少なくとも嘉靖十二年から十五年までは在任していた。そのことはその数年後に編纂が開始された『建寧府志』（嘉靖二〇年）に重ねて記載する所であり<sup>143</sup>、疑いない。そこで「嘉靖甲午（十三）年……建陽縣校正發刊」と「應鳴鳳校正發刊」を同一刊本とするならば、年代も木記「嘉靖甲午孟夏安正書堂重刊」に符合するから、葉氏がいう成化（1465-1487）・弘治（1488-1505）以前に「京本」があり、後にこれに拠って「嘉靖甲午孟夏安正書堂重刊」した。「重刊」とはその意味なのではなからうか。

しかし一方は建陽県の「校正發刊」つまり官刻本であって一方は安正書堂の重刊つまり坊刻本である。「京本」なるものは元明間における書坊常套の標榜であり<sup>144</sup>、嘉靖九年安正書堂刊に『新刊京本禮記纂言』がある<sup>145</sup>。ただし「成、弘以前刻」本が安正書堂本とは限らない。また時期についても安正書堂刊本は「孟夏」、建陽県刊本は「仲夏」、一箇月後である。さらにいえば、應鳴鳳は甌寧の知県であり、建陽県はその東に隣接するが、当時併合されたことも兼任した例も知られていない。

官刻・坊刻の別については嘉靖年間の所蔵図書目録・刊行図書目録によって知ることができる。『〔嘉靖〕建陽縣志』に載録する刻書目録に次のように見える<sup>146</sup>。

儒學尊經閣書目：四厨并「頒降」之外，諸書皆嘉靖丁酉教諭章悅捐資購置<sup>147</sup>。

文字齋厨：『孝順事實』……『禮記大全』、『諸佛名稱歌曲』已上俱係「頒降書」，庚子歲（十九年）秋雖已修整，但冊褻重大，不便檢閱，依數

<sup>143</sup> 『〔嘉靖〕建寧府志』卷5「官師・屬縣・知縣」45bに「陳珪：……嘉靖十年任。應鳴鳳：浙江衢州人，由進士〔任〕。蔡金：……嘉靖十五年任。葛理：嘉靖十七年任。已上俱甌寧縣」、卷8「公署・甌寧縣治」7aに「戒石亭：在甬道中。嘉靖十二年知縣應鳴鳳立」、卷17「學校・甌寧縣」21bに「嘉靖十五年知縣應鳴鳳拓明倫堂之耳房，又創造廡房及號舍、射圃，改學前二坊曰明道正誼」、したがって在任は十二年から十五年。

<sup>144</sup> 方彦寿『建陽刻書史』（中国社会出版社2003年）に「“京本”二字，毫無疑問是出版商為取得廣告效應，經過多方選擇後而隨意增添上去的」（p444）。

<sup>145</sup> 『第三批國家珍貴古籍名錄圖録（2）』#07327（p187）。

<sup>146</sup> 『〔嘉靖〕建陽縣志』卷5「學校志・圖書」（19b-21b、21a-26a）。『〔萬曆〕建陽縣志』（稀見中國地方志滙刊31、中国科学院圖書館選編、中国書店1992年）卷2「建置誌」の「學校」（p629上）に「儒學尊經閣書目」としてその後の書を補足する。ただし註文は刪節。

<sup>147</sup> 『〔嘉靖〕建陽縣志』卷2「歷代職官年表・嘉靖十二年」の「教諭」に「章悅：金華人，號青坡，選貢」（15a）。

再製「書坊刊本」，但「歌曲」無。

行字號厨：自此下三厨皆書坊板。『大誥』……『禮記集說』……

忠字號厨：『通鑑綱目』……『史記』……『文獻通考』……『山堂考索』  
……

信字號厨：……『崆峒文集』、『韓柳文』、『三蘇文集』……『秦漢文』  
……

書坊書目：

『大誥三篇』……『續資治通鑑綱目』……『禮記集說』……『文獻通考』……『山堂考索』……『秦漢文』、『韓柳文集』、『歐陽文集』、『三蘇文集』……『空同文集』……

これは嘉靖十九年に図書整理された目録であって十三年頃の状況を反映しているはずであり、また二八年修の『縣志』の記載であるから信頼するに足る。建陽県儒学所蔵の『韓柳文』が「建陽縣校正發刊」本に、書坊所刻の『韓柳文集』が「安正書堂重刊」本に当たるように思われるが、前者は「書坊刊本」「書坊板」であるから後者と同一書と考えてよい。つまりここに「嘉靖甲午年仲夏建陽縣校正發刊」・「賜進士第應鳴鳳校正發刊」本は記載されていない。また、『建陽縣志』の記載は周弘祖『古今書刻』<sup>148</sup>上編に録する「福建」の刊行目録にもうまく対応する。

布政司：『大明會要』……『醫方選要』、『韓柳文』、『自警編』、『金匱要略』……『荔枝考』……

建寧府：『四書集註』……『建寧府志』……『歐陽南野文集』

書坊：『四書白文』……『禮記集註』……『史記』……『資治通鑑綱目』……『文獻通考』、『山堂考索』……

『漢文鑿』……『三蘇文集』……『空洞文集』……

『杜律趙註』、『韓柳文集』、『李白全集』……『歐陽文集』……

『潛菴詩』

これらを整合させれば、福建「布政司」刊『韓柳文』は前述した福建提学副使劉玉校定刊行の『韓柳文』を指し、建陽県「書坊」刊の『韓柳文集』と「書坊書目」の『韓柳文集』は同一にして建陽儒学所蔵「書坊板」『韓柳文集』であり、やはり「嘉靖甲午年仲夏建陽縣校正發刊」に相当する官刻本なるものが

<sup>148</sup>『百川書志・古今書刻』（上海古籍出版社2005年）p359、p366。

見えない。そこで嘉靖十三年刊本が書坊刊本のみであるならば、「嘉靖以前」刊の「京本」なる合刊本があり、少なくともその中の朱校本は嘉靖十三年に安正書堂が「建陽縣校正」という名義で賜進士第應鳴鳳による校正を経て重刻したのであり、また現存の音辯本ではそのような木記は知られていないが、「韓柳文集」と称され、かつ同刻工名を有することに拠って、合刊「京本」の二集とも重刻されたと推測せざるを得ない。

そうならば「嘉靖甲午孟夏安正書堂重刊」と「建陽縣校正發刊」・「賜進士第應鳴鳳校正發刊」、公私二種類の木記が共有していたのであり、一書に府県と書坊の二種類の刊記をもつものは他にもある。よく知られているものが建陽書坊慎独齋劉洪刊『文献通考』・『史記』・『群書考索』であるが、これについては一説に「正徳中慎独齋刊本『史記』『通考』『群書考索』は、ともに純然たる坊刻本ではなく、官府が書肆に依託して出版させた、坊肆請負いの官刻本だった」<sup>149</sup>とする。ならば音辯本・朱校本も建陽県が安正書堂に依託した官刻本とも考えられるが、『建陽縣志』・『古今書刻』では県学ではなく、書坊に入れられており、また『文献通考』・『史記』・『群書考索』（一名『山堂考索』）も『古今書刻』では「建寧府」に見えず、ともに「書坊」のリストにあり<sup>150</sup>、『〔嘉靖〕建陽縣志』でも三書とも「儒學尊經閣書目」の「書坊板」および「書坊書目」に見える<sup>151</sup>。「坊肆請負いの官刻本」は確かに存在したが、少なくともこの場合には当たらないのではなかろうか。

嘉靖十一年に福建提刑按察使司から建寧府に向けて経書等有益の書について重ねて校正し、誤刻を取り締るように通達される<sup>152</sup>。木記の「嘉靖甲午年仲夏」

<sup>149</sup> 井上進『中国出版文化史』（名古屋大学出版会2002年）に「慎独齋はこの『通考』と同じころに『史記』および宋代の大部な類書である『群書考策』をも刊行しており、『史記』は『通考』に見えるのと同じ建陽知県の「校刻」、『群書考索』もこれより以前の建陽知県「刊行」と記されていて、やはり十六年に建寧知府らが校正しているのである。すなわち正徳中慎独齋刊本『史記』『通考』『群書考索』は、ともに純然たる坊刻本ではなく、官府が書肆に依託して出版させた、坊肆請負いの官刻本だったに違いない」p205。

<sup>150</sup> 『百川書志・古今書刻』（上海古籍出版社2005年）p364。

<sup>151</sup> 『〔嘉靖〕建陽縣志』巻5「學校志・圖書」（21a、23b、25a）。なお、約五〇年後の『〔萬曆〕建陽縣志』（『稀見中國地方志滙刊』31、中国科学院図書館選編、中国書店1992年）巻7「藝文誌」の「梓書」（p774上）の項では『文献通考』・『山堂考索』が「縣治書板」の条に見えるが、いずれも「無板」とする。『史記』は見えない。そもそもこの二書に限らず「縣治書板」条の書8種はすべて「無板」であるが、ほとんど『〔嘉靖〕建陽縣志』の「書坊書目」、『古今書刻』の「福建」「書坊」に見える。

<sup>152</sup> 嘉靖間建陽刊本『周易經傳程朱傳義』末葉、『禮記集説』序目後、『春秋』四傳等に附し、

はその一年半後のことであるが、「古書」の坊刻についても官人が校正をすることはすでに正徳十二年（1517）十一月に建寧知府に新任の張文麟と建陽知県邵爾等によって開始されていた<sup>153</sup>。慎独齋劉洪（字弘毅）刊の『文獻通考』・『史記』・『群書考索』等がそれである。詳しくは稿を改めて再考するが、張文麟「重校史記序」に「建寧稱為書籍淵藪。近時刻者，專事時文，假名公巨卿之名目，投新學小生之嗜好，以為此媒利。至於古書，多棄視不省：間有刻『史記』者，君子偉之。近建陽尹邵爾宗周，賚至一帙，不覺棄案牘而加檢閱，則見其篇章錯亂、字句差訛，甚者妄議古典，黜「孔子世家」為「列傳」。……君子病之，乃求善本，命三學教官曹泰等，正其篇章，校其差錯，一如太史公之舊；仍發建陽尹邵君宗周，改正刊行。……今後書坊以十分為率：八分刊刻古書，二分時文；聽府允行，方許贍正，必使部無句差、句無字差、字無畫差，然後刷印，播士後學」<sup>154</sup>といい、正徳十三年の李堅「重校史記引」に「『史記』一書，海內學者人欲得之，然苦無善本。建陽書坊新印行者，視舊本及南雍諸本頗更完好，第“金根、伏獵”之誤，為校讎者以率意累之。建郡守張公瑞（文麟）奉巡按侍御程先生時言（昌）命，屬（李）堅會建陽縣令邵宗周（爾）重校焉」<sup>155</sup>という。しかし誤編・誤刻は『史記』に止まらなかった。さらに正徳十六年には対象を広げて徹底的に行われることになる。『文獻通考』348巻の木記に「正徳十六年（1521）十一月，内蒙建寧府知府張（文麟）、邵武府同知鄒（武）同校正過，計改差訛一萬一千二百二十一字，書戶劉洪改刊」（書末15a）といい<sup>156</sup>、『史記』

『善本書室藏書志』巻2、『書林清話』巻7、方彥寿『建陽刻書史』（中国社会科学出版社2003年p218）、『〔中華人民共和國地方志〕福建省志・出版志』（福建人民出版社2008年p427）、楊軍『明代翻刻宋本研究』（中国社会科学出版社2011年p291）等多くに引用。

<sup>153</sup> 『國立中央圖書館善本序跋集録（1）』（台湾・中央図書館1993年）「史記」#01295「明張文麟序」（p9）に「建寧稱為書籍淵藪。近時刻者……至於古書，多棄視不省：間有刻『史記』者，君子偉之。近建陽尹邵爾宗周，賚至一帙，不覺棄案牘而加檢閱，則見其篇章錯亂、字句差訛……復眩惑學者，甚矣哉，媒利者之用心也。……君子病之，乃求善本，命三學教官曹泰等，正其篇章，校其差錯，一如太史公之舊；仍發建陽尹邵君宗周，改正刊行。……今後書坊以十分為率：八分刊刻古書，二分時文；聽府允行，方許贍正，必使部無句差、句無字差、字無畫差，然後刷印，播士後學」。

<sup>154</sup> 『國立中央圖書館善本序跋集録（1）』（台湾・中央図書館1993年）「史記」#01295「明張文麟序」（p9）。

<sup>155</sup> 『國立中央圖書館善本序跋集録（1）』（台湾・中央図書館1993年）「史記」#01295「明正徳戊寅建陽令邵宗周刊十六年劉氏慎獨齋校訂本」「明李堅重校序」（p9）。

<sup>156</sup> 台湾・中央図書館#04474「正徳己卯建陽劉氏慎獨齋刊本」（『國家圖書館善本書志初稿・史部（2）』p238右）、『〔増訂本〕中國版刻圖録』（北京図書館編、文物出版社1990年）「目錄」p69、「圖版」#394。

130巻にも「正徳十六年十一月内蒙建寧府知府張、邵武府同知鄒同校正過『史記大全』，計改差訛二百四十五字。書戸劉洪改刻」<sup>157</sup>、『群書考索』212巻にも「正徳十六年十一月〔?〕書戸劉洪改刊」<sup>158</sup>の木記があり、その他にも『禮記集説』10巻に「弘治甲子（十七年）慎獨齋刊」・「正徳十六年十一月内蒙建寧府知府張、邵武府同知鄒同校正過『禮記集注』，計改差訛二千五百八十五字。書戸劉洪改刊」<sup>159</sup>とあり、『資治通鑑綱目』60巻の「弘治十一年書林慎獨齋刻正徳十六年劉洪重修本」<sup>160</sup>にも同様の木記があると思われる。いずれの書も『〔嘉靖〕建陽縣志』の「儒學尊經閣書目」中の「書坊板」と「書坊書目」や『古今書刻』の「書坊」に見える。これらの府県官人による校正の事情については『文獻通考』に附せられた嘉靖元年（1522）二月鄒武「後序」に詳しく、「經書史傳……間有承訛踵謬，點畫形象惑失其真。……大巡黎（貫）先生出自内翰，惟是之慮，與提學胡（鐸）先生、分巡蕭（乾元）謀議，以建陽校書事委之。（鄒）武既受成法……乃即建寧訪求善本考證，復得郡守張君公瑞（文麟）協相厥宜，爰集郡邑學博鄉獻及庠士敏秀者，以圖厥成。所校書籍五經四書大全，旁及子史諸書，凡二十四部，以正字計則三萬六千有奇也。事竣，不敢潛引於經史之後，竊於『文獻通考』末簡自附」という。『文獻通考』・『群書考索』等に年代の異なる木記があるのはこの「二十四部」中にあったためである。

朱校本についていえば、「嘉靖甲午孟夏安正書堂重刊」の一箇月後に「嘉靖甲午年仲夏建陽縣校正發刊」された。建陽県が安正堂に依託した官刻本などではなく、安正堂がいちど上梓したもの、いわばゲラ刷りを建寧府の命令によって建陽県等が一箇月余を要して校正し、誤字脱字等の部分を「改刊」修正再刻させた後に全版を「刷印」して発行・販売を許可したのであろう。なぜこのような手間取ることをしなければならなかったのか。書坊の効率追求のために杜撰に流れでいたことは確かであるが、そもそも官刻本・坊刻本を問わず、刻工者は固より官吏ほどの教養はなく、校正能力を欠く上に、恐らく縦横画の分業がすでに行なわれていて拍車をかけていた。「大音不完」の「音」を「音」に作るのは横画を忘れた例であり、「臣負罪」の「負」を「員」に作るのは字義の無知に因る誤刻ではなかろう。さらに難字では「慤」を「熬」に、「鏗」

<sup>157</sup> 傅增湘『藏園訂補邵亭知見傳本書目』巻4（中華書局2009年p203）。

<sup>158</sup> 『天祿琳琅書目後編』（上海古籍出版社2007年）巻17「明版子部」の『群書考索』（p736）。

<sup>159</sup> 張玉範『木犀軒藏書題記及書録』（北京大学出版社1985年p72）、『第三批國家珍貴古籍名録圖録（2）』#07333「弘治十七年慎獨齋刻正徳十六年劉洪重修本」（p191）。

<sup>160</sup> 『第二批國家珍貴古籍名録圖録（4）』#03666「重慶圖書館藏」（p254）。

を「銜」に作るなど、字書にない滑稽な新字さえ造出してしまっている。元原稿が正しくても謄写・雕版の過程で多くの誤字が生じていたのであり、小説等の俗本はともかく、こと有益の古書や科挙受験に関わる書においては将来の官吏養成と政道に直接関わる忌々しき重大な社会問題となっていた。また、このような刻書の杜撰は福建按察使司の下で福建全体の問題として取り組まれたため、他府県の官人が動員されることもあった。「賜進士第應鳴鳳」は按察使・知府の命によって実際の校正作業を担当したにちがいない。校正をした巻に担当者の名義による「校正發刊」を、また書末には全体の責任官署が「校正發刊」を示して許可とし、書坊は始めて印刷・販売が可能となった。

以上を要するに、「京本」を冠した朱校本・音辯本の合刊本があったことは断定してよい。初刻は正徳十年以前であり、「嘉靖以前」「成、弘以前刻」説に従っておく。また、二集に共通して嘉靖年間の刻工名が見えることから、後に劉氏安正堂が「京本」を底本として「重刊」し、建陽府の校正を経て合刊本を印刷した。しかし旧版の「京本」が安正堂刊であったのかどうか、また「卷三以下大題上或標以“京本”二字」の所在の巻と「嘉靖甲午年仲夏建陽縣校正發刊」等の有無と巻を実物に当たって確認すると同時に他に類似の朱校本があるかどうか、調査と再考を俟って結論する必要がある。

ここで「正統戊辰善敬堂刊」の木記をもつ王氏善敬堂刊9行本の問題に振り返れば、9行本では13行本の誤字が訂正されていたが、提督学校副使劉玉が校正に当たったのは張文麟赴任のやや前、正徳十年（1515）であるから、その訂正は劉玉が王氏の坊刻本に倣ったのではなく、王氏が劉玉校正の官刻本あるいはそれに拠った安正堂本に倣った考えるべきである。先に王氏9行本を嘉靖年間刊と推定した理由の一つである。では、なぜ王氏は木記「正統戊辰善敬堂刊」をつけて二集を合刊したのか。弘治十二年までの間には木記の一部削除を余儀なくされ、あるいは刊記を改竄・削除するなど版權を侵害され、またそれ以後には劉玉本・安正堂本など、次々と校正本が出る中、王氏はあらためて「正統戊辰善敬堂刊」木記をつけることによって翻刻の正統性と自家の版權をと考えたのではなかろうか。

### 洪武十五年（1382）廬陵勤有堂刊13行本

朱校本の一本に、朱熹「序」後に木記「洪武壬戌（十五年1382）春廬陵勤有



堂刊」を有するものがある<sup>161</sup>。13行23字、版心黒口、四周双欄（19.9×12.5）。「廬陵」刊本ではあるが版式・字様は建陽刊本に似る。これが『柳』音辯本との合刊であったかどうか、現時点では決定的な資料を欠くが、その可能性について一考しておく。

元明間で勤有堂を名乗る書坊には、瞿冕良（1924-2012）氏によれば、三氏ある<sup>162</sup>。一人は朱熹『周易本義』4巻（11行18～20字）を「嘉靖間」に刊刻した羅氏である。活動地は未詳であるが、嘉靖三三年（1554）の刊であり<sup>163</sup>、「洪武壬戌」明初の活動期とは170年もの隔りがある。これほど長期間出版業を継続していたならば、明代で著名な書坊にして多くの書籍を出版しているはずであるが、その出版物はほとんど知られていないから一応除外してよい。他の二氏は余氏と王氏であるが、洪武十五年刊朱校本との関係からは二説に分かれる。一つは建陽の徐氏であり、一つは潤州の王氏である。

勤有堂を名乗る書坊としては建陽崇化の徐氏（徐志安1275-1347）が最も有名であり、李致忠（1938-）氏は宋元明三代続いたとして朱校本を徐氏の所刊として挙げる<sup>164</sup>。たしかに先に見たように明代における『柳』音辯本と『韓』朱校本との合刊は建陽の書坊で盛んに行われていた。李氏はその根拠を示していないが、この木記「洪武壬戌春廬陵勤有堂刊」しか考えられない。しかし徐氏勤有堂は建陽の書坊であり、廬陵ではない。また、建陽の徐氏勤有堂の活動時期については異説があり、明代まで続いたのではなく、大徳八年（1304）から至正五年（1345）に四〇年間に一千種以上も刊行したが、元末明初には衰退してしまい、その版木は同じく建陽にあった葉日増の広勤堂が購入して木記を替えて重印し、さらに明代に入るとその子孫である葉景達の三峰書舎に受け継がれていったとするのが今日の通説になっており<sup>165</sup>、後に李氏もこの説に従っ

<sup>161</sup> 国立国会図書館蔵#寄別5-8-3-7、『中國古籍善本總目』#786（p1199下）。また、台湾・故宮蔵#故善002144「元建陽書坊刊本」も版面状態が一致するから同版であろう。

<sup>162</sup> 瞿冕良『中國古籍版刻辭典』（齊魯書社1999年）「勤有堂」（p603）。

<sup>163</sup> 『中國古籍善本總目』（翁連溪編校、線裝書局2005年、p13上）#146（上海図書館蔵）に「明嘉靖三十三年羅氏勤有堂刻本」。

<sup>164</sup> 李致忠『古代版印通論』（紫禁城出版社2000年）「明代的版印概況」の「福建刻書」に「徐氏勤有堂由宋至明，堪稱三代老舖」として「例如洪武十五年余氏勤有堂刊印之『朱文公校昌黎先生文集』四十卷」（p260）を挙げるが、木記については言及がない。劉建『大潭書』（文物出版社1994年、p123）も余氏勤有堂は宋代から明代まで続いたとする。

<sup>165</sup> 肖東堯「建陽余氏刻書考略」（『文獻』総21・21（1984）・32（1985）、『歴代刻書概況』印刷工業出版社1991年）、張秀民『（増訂版）中國印刷史（上）』p204、謝水順等『福建古代刻

ているようである<sup>166</sup>。

いっぽう瞿冕良氏が勤有堂として挙げる他の一人が「洪武年間潤州人王敬仁」であり、具体的にその所刊として『貞觀政要』・『魁本對相四言雜事[字]』・『朱文公校昌黎先生文集』13行本を挙げる。王敬仁は『貞觀政要』「目録」後の木記に「洪武庚戌（三年）仲冬王氏勤有堂刊」、宋濂（1310-1381）「序」に「昇有良士曰王敬仁，欲刊梓於家塾以傳」<sup>167</sup>とあるのに拠ったのであろう。「昇」州は南京、唐・北宋の旧名、唐では一時的に潤州、南宋では江寧府。また『魁本對相四言雜字』の木記にも「洪武辛亥（四年）孟秋吉日金陵王氏勤有書堂新刊」<sup>168</sup>とあり、張秀民氏が明代「南京」の書坊として「金陵王氏勤有書堂」<sup>169</sup>を挙げるのもこれに拠ったのであるが、瞿氏が挙げる『朱文公校昌黎先生文集』の拠る所もこの朱校本の木記「洪武壬戌春廬陵勤有堂刊」を措いて他に考えられない。書堂名は一致し、時代も極めて近いが、しかし地域が全く異なる。明代の「王氏」であれば、先に見たように建陽の善敬堂が朱校本を刊行していたが、しかし「南京」の東北に隣接する「昇」州・「潤州」も入れて歴史的に「金陵」と呼ばれたことがあるから同地を指すとしても、「廬陵」（江西省吉安）とは遠く離れた地であり、「潤州」は固より、「金陵」に属したこともない。

勤有堂に限らず、同名の書坊が複数存在したことはあり得る。肖東發（1949-）氏は余氏勤有堂が明代まで続いたとする旧説に対して『貞觀政要』と『朱文公校昌黎先生文集』の木記を挙げ、つまり「王氏勤有堂」・「廬陵勤有堂」を示して、「勤有堂」とあるからといって余氏の刻本と断定することはせず、「勤有堂」を称するものは余氏一家のみではない」、また「勤有堂」は建陽余氏の全

書』（福建人民出版社1997年）p185-189、p201、p301、陳紅彦『中國版本文化叢書・元本』（江蘇古籍出版社2002年）p25～26、p157、方彥壽『建陽刻書史』（中国社会科学出版社2003年）p169-173、福建省地方志編纂委員會『福建省志・出版志』（福建人民出版社2008年）p474。

<sup>166</sup> 李致忠『中國出版通史（4）宋遼西夏金元』（中国書籍出版社2008年、p409）では前説を訂正されたようである。

<sup>167</sup> 『第三批國家珍貴古籍名錄圖録（3）』#07753（p124）。傅增湘『藏園群書題記』卷3「洪武本貞觀政要跋」に「前有重刻書序，為宋景濂撰，略言：此書盛行於世，南北刻本多有舛謬，臨川戈直嘗集諸家而校讎之，然亦未能盡善。昇有良士曰王敬仁，欲刊梓於家塾以傳，予遂假中秘本重為正之，理有可通者因仍其舊，不敢輒改云。目後有長方木記，其文為「洪武庚戌仲冬王氏勤有堂刊」二行，按：庚戌為洪武三年。序後有「寓吳郡廬遂良刻」小字一行，是此書源出中秘古本，復經景濂為之勘正，而吳郡又為良工所萃，宜其詳審足傳，不徒以楮墨精良遠勝坊肆也」（上海古籍出版社1989年、p148）。

<sup>168</sup> 中村幸彦『新編聽稀書複製會叢書（42）』（臨川書店1991年）所収。

<sup>169</sup> 張秀民『（増訂版）中國印刷史（上）』（浙江古籍出版社2006年）p243、p247。

てではなく、余氏中の一支に過ぎない」と反論する<sup>170</sup>。正論ではあるが、残念ながらそれ以上の追究はなされていない。勤有堂に廬陵王氏書坊があり、瞿氏がように王氏が潤州あるいは金陵の書坊であるとしても、廬陵との関係はどうか。

まず、そもそも明代における江西の坊刻は極めて少なく<sup>171</sup>、廬陵については「元代になると……廬陵（吉安）あたりでは営利出版がすこぶる盛んであった……元末以来、廬陵の出版業はすっかり衰えてしまった」との説がある<sup>172</sup>。しかし現に「洪武壬戌春廬陵勤有堂刊」とある。また、張秀民（1908-2006）氏は明代の江西では「南昌が最多で、次いで吉安、臨江兩府、また次いで……」として「吉安府刻四十六種」を挙げる<sup>173</sup>。張氏の説は周弘祖『古今書刻』の記載に基づいたものであるが、その中には『府志』以外にも『解學士集』・『東里詩集』等があり、その解縉（1369-1415）・楊東里（1366-1444）は郷土が生んだ、明代は永樂・正統間の名臣大官である。建陽の比ではないが、明代においても廬陵の出版業は存続していた。しかし『古今書刻』の「吉安府」（廬陵）に『韓』・『柳』は見えない。周弘祖はかつて嘉靖末に吉安推官であったから<sup>174</sup>、記載は信頼するに足る。いっぽう「江西」「布政司」（南昌府）には「韓文」・『柳文』が録されており、これとの関係も疑われる。また、『古今書刻』は一個人の手による編纂であって全てを網羅できるものではなく<sup>175</sup>、また明代晩期の成立であって明初の所刻は漏れていることも考えられる。「廬陵勤有堂刊」とある以上、まず「廬陵」の可能性を考えねばならない。

そもそも同一書坊名が複数軒あったように営業地も一箇所とは限らない。明代には府県を越えた複数の地で営業する書坊があり、一族によるネットワークが形成されていたであろう。最も有名なのは万暦年間の葉貴で、木記に「金陵書坊葉近山刊」・「南閩建溪近山葉貴繡梓」・「金陵三山街建陽近山葉貴梓」・「刊

<sup>170</sup> 肖東發「建陽余氏刻書考略」（『文獻』総21・21（1984）・32（1985）、『歴代刻書概況』印刷工業出版社1991年）p99。

<sup>171</sup> 繆詠禾『中國出版通史（5）明代卷』（中国書籍出版社2008年）に「江西坊刻7家（約占2%）。江西の坊刻特別少，原因待研究」（p150）。

<sup>172</sup> 井上進『中国出版文化史』（名古屋大学出版会2002年）p203。

<sup>173</sup> 張秀民『〔増訂版〕中國印刷史（上）』p274。

<sup>174</sup> 『明史』卷215「周弘祖傳」（中華書局1974年）「嘉靖三十八年（1559）進士，除吉安推官，徵授御史，出督屯田、馬政。隆慶改元（1567）」（p5676）。

<sup>175</sup> 方彥寿『建陽刻書史』（中国社会科学出版社2003年）p247。

於金陵建陽葉氏近山書舎」とあり<sup>176</sup>、この他に建陽の蕭騰洪と金陵の蕭騰鴻師儉堂が知られている<sup>177</sup>。建陽と金陵で開業しているのは建陽が制作地・卸売地であり、金陵は明初の首都であって巨大な消費地、かつ集散地でもあったからである<sup>178</sup>。「明末清初に相当する時期に、なだれをうったように南京、蘇州、杭州への移住が行なわれているのは、それだけの需要があったことを示している」というのは徽州歙県虬村黄姓の刻工を例とした分析であるが<sup>179</sup>、これは顕著な例であって部分的には徽州黄氏以外でも、また明代晩期以前にも発生していたのではなからうか。廬陵勤有堂もそのような例として考えられないか。金陵王敬仁の兄弟・一族が複数の地で経営していたのであるならば、おそらく金陵が販売店であり、廬陵が刊刻地である。また、明代に音辯本と朱校本を刊行していたのも建陽の王氏であった。仮に建陽・金陵・廬陵で勤有堂を名乗る王氏が一族であったならば、建陽の例によって二集を合刊した可能性はある。ただ確たる証拠はなく、「江西」「布政司」の『韓文』・『柳文』を含めて、問題を提起するに止める。

これらの他に、音辯本に朱校本の一部が混入しているものも伝わっているが<sup>180</sup>、これも二集が合刊本であったことに因るものではなからうか。

### おわりに

『韓愈集』と『柳宗元集』は南宋以来、併修合刊されることが多かった。本稿では、『柳集』の一つ『増廣註釋音辯唐柳先生集』もそうであり、『朱文公校昌黎先生集』と合刊されて来たことを証明し、かつ合刊本であることを根拠として、明代の刊本について諸版成立の年代や先後関係を究明せんとした。多くの類似した版があり、しかもそれらによる補配が多かったことが鑑定を複雑にしているが、少なくとも現存する巻1葉1のみ比較しても十種類以上もの異なる版が存在することが判明した。以上の考察に基づいて明代における『韓』『柳』二集合刊の状況を刊刻年代順に配した一覧表にまとめて示す。

<sup>176</sup> 方彦寿『建陽刻書史』p357。

<sup>177</sup> 張秀民『〔増訂版〕中國印刷史（上）』（浙江古籍出版社2006年）p270。

<sup>178</sup> 繆咏禾『中國出版通史（5）明代卷』（中国書籍出版社2008年）に集散地として北京・南京・蘇州・杭州を挙げる（p325）。

<sup>179</sup> 大木康『明末江南の出版文化』（研文出版2004年）p87。

<sup>180</sup> 台湾・中央図書館蔵#09750「正統十三年覆元建刊本」は末に『朱文公校昌黎先生集』の『外集』・『集傳』・『遺文遺詩』を附す。

明代(1368-1644)における『朱文公校昌黎先生集』と『増廣註釋音辯唐柳先生集』の合刊						
刊刻年代	発行者、刊記、木記、跋等	韓	柳	行	字	口
洪武十五年 (1382)	朱校本木記「洪武壬戌春廬陵勤有堂刊」 “潤州人王敬仁”(瞿冕良)	40	?	13	23	黒
明 初	建陽縣崇化書林王氏善敬堂(?)刊 補刻本	20	20	13	26	黒
	建陽刊：卷1・2、別集、外集=26字；卷 3~43=23字	?	43	13	23	黒
正統十三年 (1448)	建陽縣崇化書林善敬堂王宗玉刊『韓柳二先 生文集』 朱校本刊語「大明正統歲舍戊辰十月吉旦書 林王宗玉」 音辯本木記「正統戊辰善敬堂刊」	40	43	13	23	黒
?	朱校本刊語「歲舍戊辰十月吉旦書林王宗玉」 刊語・木記等を改字、削除した後印本、補 刊本、補配本(四部叢刊本等)					
?	劉玉校定本の底本(?)	40	43	13	23	黒
?	【F】正統十三年王氏善敬堂本とは別刻	40	?	13	23	黒
?	【G】正統十三年王氏善敬堂本とは別刻	40	?	13	23	黒
?	建陽(安正堂?)刊「京本」，“成、弘以前刻” (葉德輝)	40	43	10	24	白
弘治十二年 (1499)	建陽縣書坊被火，古今書板皆燼。巡按、提學等官逐一查勘：經傳子史等有 益之書，一一對正；全存者，照舊印行；半存及無存者，用舊翻刻。					
正德十年 (1515)	福建布政司刊劉玉校定本 福建提督學校副使劉玉「重刊柳先生文集跋」	40	43	13	23	黒
正德十二年 (1517)	建寧知府張文麟：“今後書坊以十分為率：八分刊刻古書，二分時文。聽府允 許，方許騰正，必使部無句差，句無字差，字無畫差，然後刷印。”					
嘉靖十一年 (1532)	福建提刑按察司棟建寧府：“本府著落當該官吏，即將發出各書，轉發建陽 縣，拘各刻書匠戶到官，每給一部，嚴督務要照式翻刻。縣仍選委師生對 同，方許刷賣。書尾就刻匠戶姓名查考，再不許故違官式，另自改刊。”					
嘉靖十三年 (1534)	建陽縣崇化劉氏安正堂重刊，府縣官校正 朱校本木記「嘉靖甲午孟夏安正書堂重刊」 卷首 「賜進士第應鳴鳳校正發刊」卷38、40 「嘉靖甲午年仲夏建陽縣校正發刊」卷末	40	43	10	24	白
嘉靖間 (1522-1566)	建陽縣崇化書林王氏善敬堂重刊正統十三年 刊口行本 音辯本木記「正統戊辰善敬堂刊」	40	43	9	18	黒
萬曆三年 (1575)	補刊本：「萬曆三年補」					
* 「韓」、「柳」は正集の巻数；「行」は半葉の行数；「口」は版心の白口、黒口。						

現存本に限ってもすべてを調査したのではなく、また固より手にとって全巻  
を実査したのでもないから、これ以外にも版本が存在する可能性もあるが、本  
稿によって『總目』・『名録』等が単に「明刻本」「明初本」とするものを含み、

多くの年代鑑定に訂正を迫ることができた<sup>181</sup>。中には問題の提起に止まるものもあるが、明代における『韓』『柳』二集の出版状況はかなり整理できたはずであり、同時に、明代建陽の刻書状況についても少しく明らかにした。

（2015/1/26）

\* 本稿は平成26年（2014）科学研究費補助金（課題番号26370409）による研究成果の一部である。

---

<sup>181</sup> 杜信孚・杜同書『全明分省分縣刻書考・福建省卷』（線装書局2001年）に至っては正統十三年「建陽書林王興泉善敬堂刊本」（p32b）の音辯本一種のみ。ただし「王興泉」も誤り。